

婦人の地位



情報 No.15

統計編

— 主 要 内 容 —

I 婦人の現状

- | | |
|--------|-----------|
| 1. 人 口 | 4. 就 業 |
| 2. 世 帯 | 5. 政策決定参加 |
| 3. 教 育 | |

II 各種意識調査

III 男女雇用機会均等法の施行状況

1987年9月
労働省婦人局

目 次

I 婦人の現状	1	5 政策決定参加	19
1 人 口	1	(1) 議 員	19
(1) 人口の年齢構造	1	(2) 審議会等委員	20
(2) 出生率	2	(3) 管 理 職	20
(3) 平均寿命	3	II 各種意識調査	22
(4) 配偶関係等	3	1 男女の地位	22
(5) 婦人のライフサイクル	5	2 結 婚 観	22
2 世 帯	6	3 職業についての意識	23
(1) 世帯の規模	6	4 就業の環境	25
(2) 共働き世帯	6	5 性別役割分担	26
(3) 高齢者世帯	7	6 家事の分担	26
(4) 勤労者世帯の家計	8	7 そ の 他	27
3 教 育	10	III 男女雇用機会均等法の施行状況	29
(1) 高等学校、短大、大学への進学率	10	1 均等法の施行に伴う女子学生 に対する求人動向の変化	29
(2) 四年制女子学生の専攻分野	10	2 企業における女子の戦力化・ 活用に関する調査	31
4 就 業	11	3 均等法の施行に伴う企業の対 応状況	34
(1) 労働力人口等	11		
(2) 労働力率	12		
(3) 産業別及び職業別就業分野	13		
(4) 配偶関係	14		
(5) 年齢状況	14		
(6) 勤続年数	15		
(7) 短時間雇用者	15		
(8) 離職状況	16		
(9) 失 業 率	16		
00 貸 金	17		
01 労働時間	18		

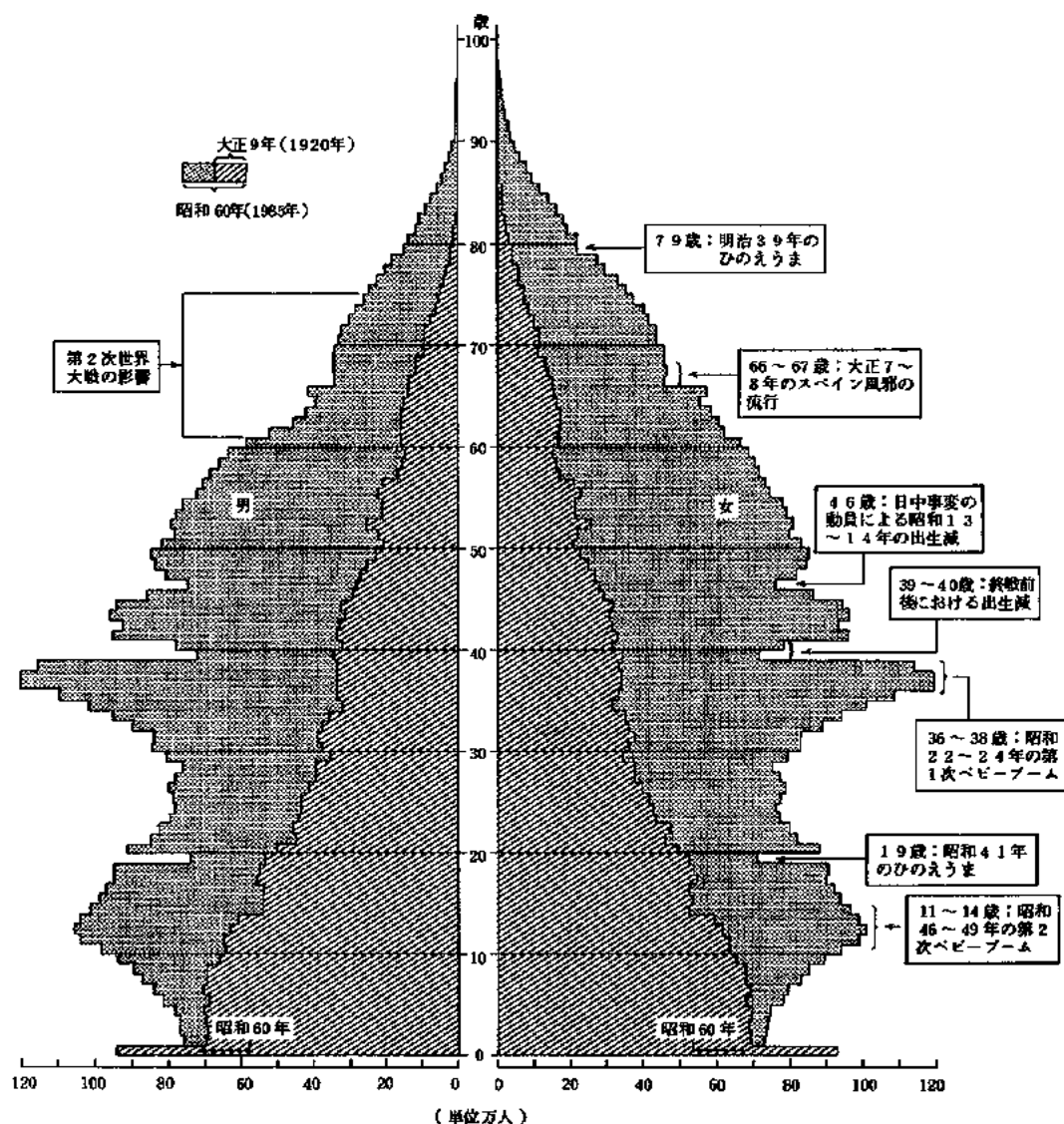
I 婦 人 の 現 状

1 人 口

(1) 人口の年齢構造

我が国人口は、昭和60年国勢調査によると、男子5,949万7,300人、女子6,155万1,600人、合わせて1億2,104万8,900人となっている。

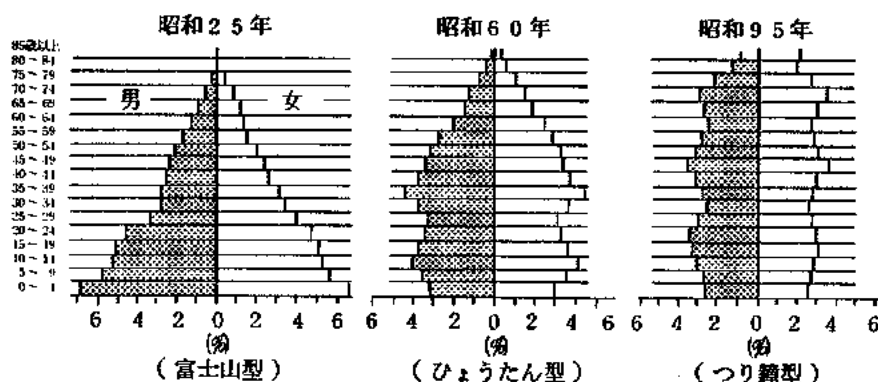
人口ピラミッド（大正9年、昭和60年）



資料出所：総務庁統計局「昭和60年国勢調査」

なお、人口の年齢構成の変化をみると、昭和25年には「富士山型」であったが、その後の出生率の減少、第1次、第2次のベビーブーム等により昭和60年には「ひょうたん型」になっている。さらに、今後より一層の高齢化が進み、昭和95年には「つり鐘型」になるとみられる。

我が国の人口ピラミッドの推移



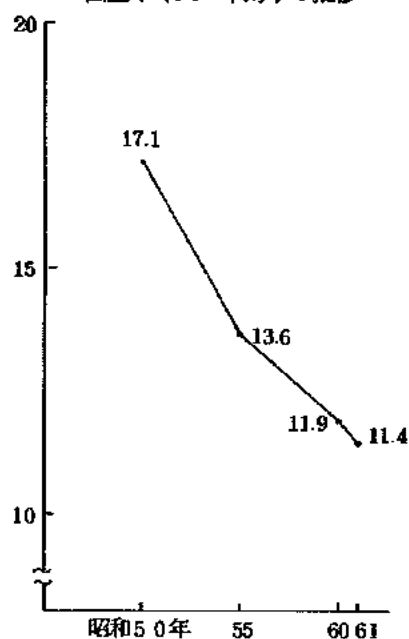
資料出所：総務庁統計局「国勢調査」、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」
(昭和61年12月推計)

(2) 出生率

昭和61年の出生数は138万3,000人で、出生率は人口千対11.4であった。出生数、出生率とも昭和49年以降低下を続けている。

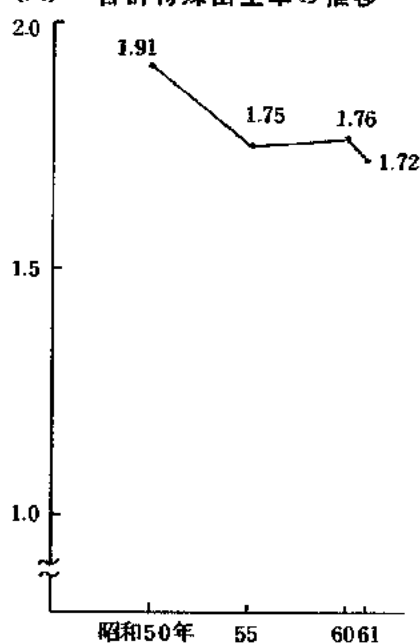
また、合計特殊出生率(1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数)も、減少気味に推移している。

(人) 出生率(人口千対)の推移



資料出所：厚生省「人口動態統計」

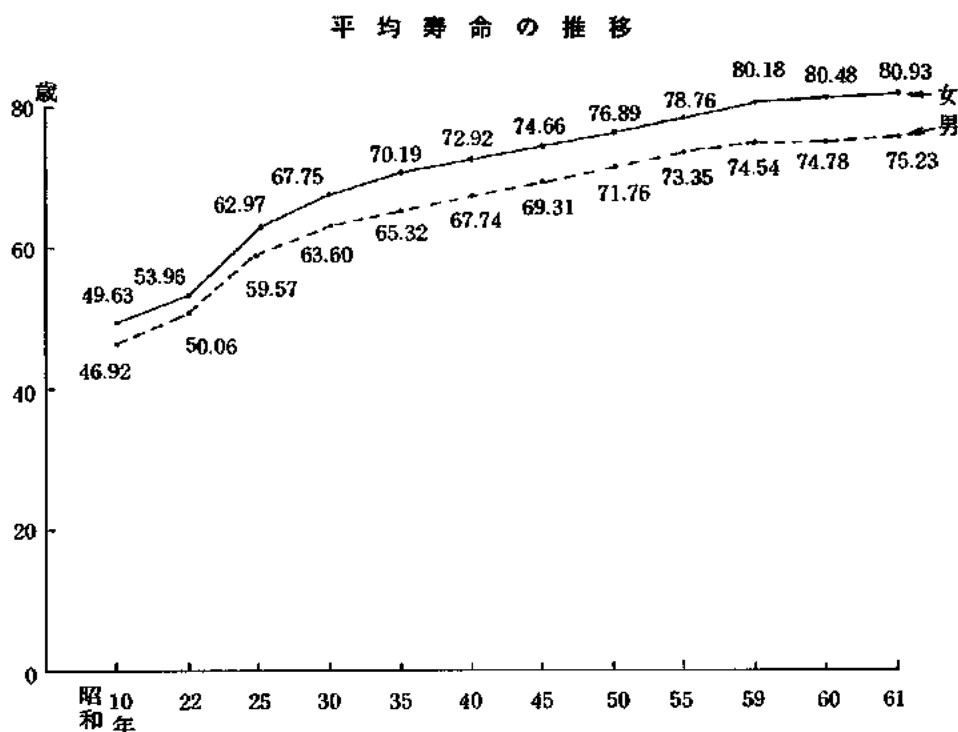
(人) 合計特殊出生率の推移



資料出所：厚生省「人口動態統計」

(3) 平均寿命

日本人の平均寿命は、年々伸長し、昭和61年には男子75.23歳、女子80.93歳と、世界最長の水準に達している。

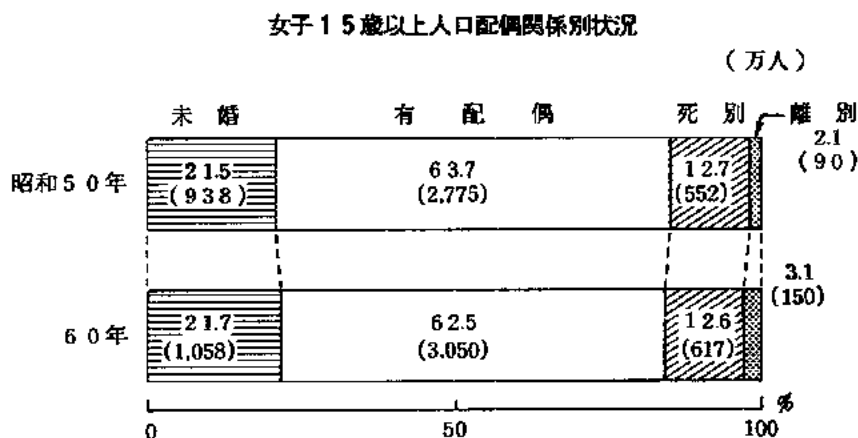


資料出所：厚生省「完全生命表」「簡易生命表」

(注) 平均寿命とは0歳の平均余命のことである。

(4) 配偶関係等

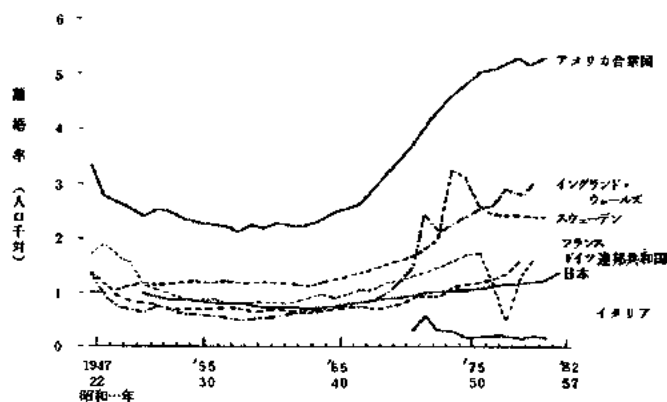
昭和60年の女子15歳以上人口の配偶関係別構成をみると、有配偶者が6割強、未婚者が2割強となっており、50年と比べて有配偶者の割合は低下している。



資料出所：総務庁統計局「国勢調査」

なお、最近、離婚が増える傾向にあるものの、主要国と比較すると、我が国の離婚率は低い方である。

主要国における離婚率の年次推移（昭和22～57年）



資料出所：厚生省「離婚統計」

平均初婚年齢は、昭和60年には男子28.2歳、女子25.5歳で男女ともわずかながら高くなる傾向にある。

平均初婚年齢の推移

年	夫	妻
大正 9 年	27.4 歳	23.2 歳
昭和 5	27.3	23.2
15	29.0	24.6
25	25.9	23.0
30	26.6	23.8
35	27.2	24.4
40	27.2	24.5
45	26.9	24.2
50	27.0	24.7
55	27.8	25.2
56	27.9	25.3
57	28.0	25.3
58	28.0	25.4
59	28.1	25.4
60	28.2	25.5

資料出所：厚生省「人口動態統計」

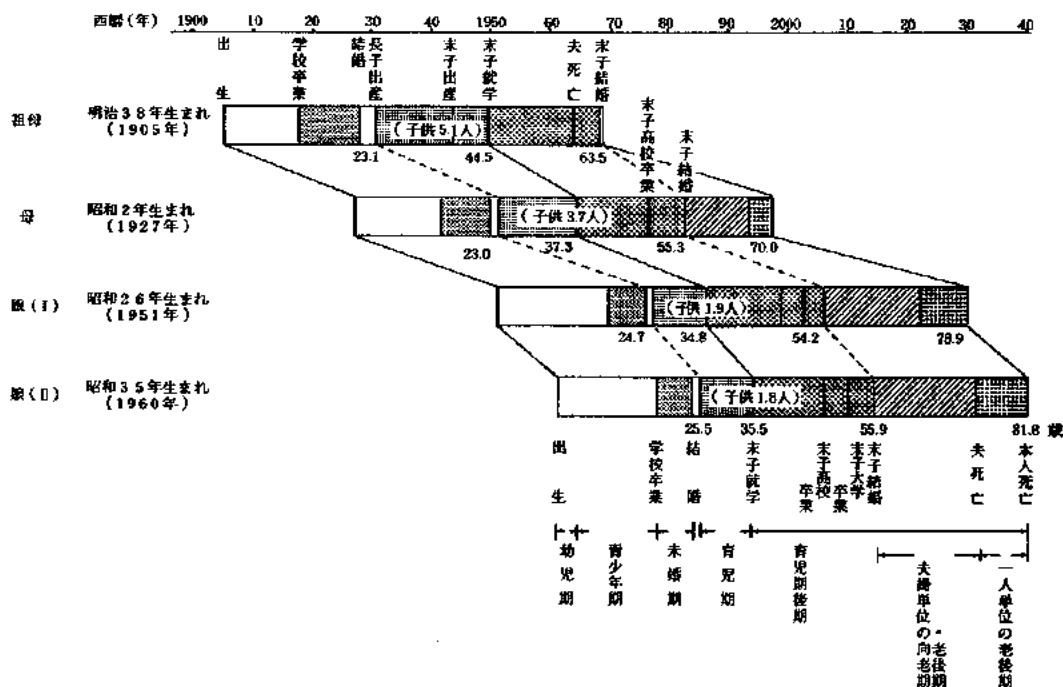
（注）昭和25～45年は沖縄県を含まない。昭和15年までは届出時の年齢、25～40年は結婚式をあげたときの年齢、45年代以降は結婚式をあげたとき、または同居を始めたときの年齢である。

(5) 婦人のライフサイクル

祖母の世代、母の世代、娘の世代と三世代のライフサイクルを比較してみると、いくつかの特徴的な変化があげられる。

①「人生50年時代」から「人生80年時代」へと人の生涯の長さが伸長したこと（祖母60年→母70年→娘80年）、②就学年数の伸長に伴い、独身時代における就業可能年数が短縮したこと（祖母、母10年前後→娘5年余）、③祖母、母の世代における出生児数4～5人から娘の世代には2人出生パターンが定着化し、出生間隔が短縮したことにより末子就学後の人生が伸長したこと（祖母20年→母30年→娘45年）、④末子独立・結婚後の夫婦だけの人生、さらには夫死亡後の1人暮らしの人生が出現し、その期間が伸長したこと（夫婦だけの人生：祖母0年→母10年→娘15年余。1人暮らしの人生：祖母0年→母5年→娘10年弱）等があげられる。

三世代ライフサイクルモデルの比較



資料出所：厚生省「人口動態統計」、同「簡易生命表」、同「出産力調査」、文部省「学校基本調査」

- このモデルの出生年は、昭和3年、25年、51年、60年の女性の平均初婚年齢から逆算して設定した。各ライフ・ステージは婚姻時における平均値を基に作成したものである。（ただし、学校卒業年齢はモデルが該当する年の進学率より算出した）。
- 子供の数は合計特殊出生率である。なお、合計特殊出生率とは1人の女子が再生産年齢（15～49歳）を経過する間に生むと考えられる子供の数である。なお、祖母の世代のモデルの合計特殊出生率は昭和5年のものを使用した。

2 世 帯

(1) 世帯の規模

我が国の一般世帯規模は、核家族化の進行、1人世帯及び2人世帯の割合が拡大を続けているため、1世帯当たり平均世帯人員は、昭和50年3.28人、55年3.22人、60年3.14人と減少してきている。

世帯総数、家族類型別及び平均世帯人員の推移

区 分	一般世帯総数	家 族 類 型 別			平均世帯人員
		単 独 世 帯	核家族世帯	そ の 他	
昭和	万世帯	万世帯	万世帯	万世帯	人
45年	3,029	614	1,718	697	3.41
50	3,359	656	1,998	705	3.28
55	3,582	710	2,159	713	3.22
60	3,798	789	2,280	729	3.14

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」

(2) 共働き世帯

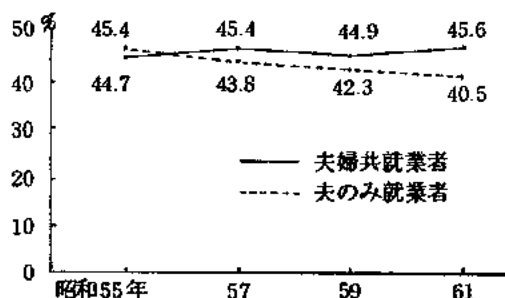
夫と同居している妻の就業状況を見ると、夫が就業している者のうち妻も就業している者が、就業していない妻より、昭和57年以降多くなっている。

夫と妻の就業状態別妻数等

夫と妻の就業状態	実 数 (万人)				割 合 (%)			
	55年3月	57年3月	59年2月	61年2月	55年3月	57年3月	59年2月	61年2月
夫と同居している妻	2,919	2,963	2,984	3,007	100.0	100.0	100.0	100.0
夫 就 業 者	2,619	2,638	2,593	2,593	90.1	89.3	87.3	86.2
妻 も 就 業 者	1,300	1,341	1,333	1,372	44.7	45.4	44.9	45.6
妻は非就業者	1,319	1,294	1,258	1,219	45.4	43.8	42.3	40.5
夫 非 就 業 者	288	317	378	404	9.9	10.7	12.7	13.4
妻は就業者	57	68	78	80	2.0	2.3	2.6	2.7
妻も非就業者	230	248	301	324	7.9	8.4	10.1	10.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」

共働き世帯の推移

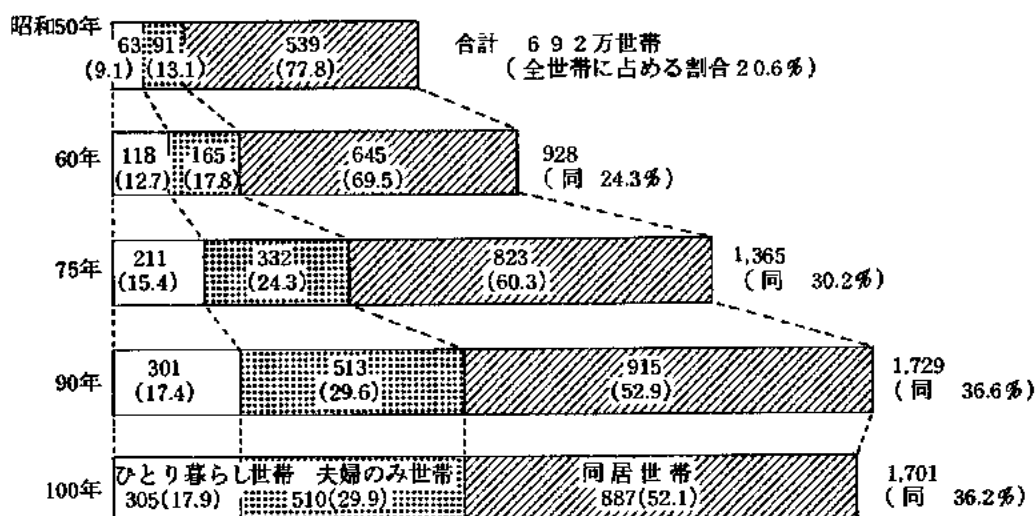


資料出所：総務庁統計局「労働力特別調査」

(3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯は、昭和60年で928万世帯で全世帯の約4分の1を占めているが、今後増加が予想されている。また、これを世帯種類別にみると、「同居世帯」が約7割を占め最も多いが、将来、その全体に占める割合は漸減し、「ひとり暮らし世帯」及び「夫婦のみの世帯」の割合が増加すると予想されている。

65歳以上の高齢者のいる世帯数の推移及び将来動向



資料出所：厚生省「昭和61年版厚生白書」

(注) 単位万世帯、()内は構成比を示す(%)。

「ひとり暮らし世帯」とは65歳以上の単身世帯、「夫婦のみの世帯」とは夫婦のどちらか一方が65歳以上の夫婦のみの世帯、「同居世帯」とは65歳以上の親族のいるその他の世帯を示す。

(4) 勤労者世帯の家計

働く女性の増加に伴い、勤労者世帯の勤め先収入に占める妻の収入割合が増大している。

勤労者世帯の家計収入の推移

年	実収入	勤め先収入	世帯主収入	妻の収入	他の世帯員収入	事業内収入	可処分所得	平均消費性向
50	236,152 ^円	222,455 ^円	198,316 ^円	15,294 ^円 (6.9%)	8,846 ^円	4,590 ^円	215,509 ^円	77.04%
55	349,686	330,587	293,362	24,397 ^円 (7.4%)	12,828	5,889	305,549	77.93
59	424,025	401,195	351,413	34,698 ^円 (8.6%)	15,084	5,808	359,353	78.67
60	444,846	419,610	367,036	35,677 ^円 (8.5%)	16,897	6,388	373,693	77.47
61	452,942	427,110	373,267	37,993 ^円 (8.9%)	16,450	6,014	379,520	77.37

資料出所：総務庁統計局「家計調査」

- (注) 1. 1世帯当たり年平均1ヵ月間の収入。
 2. 可処分所得とは、実収入から非消費支出（税金、社会保障費等）を差引いた残額（手取り収入）、平均消費性向とは可処分所得に占める消費支出の割合。
 3. () の中は、勤め先収入に占める妻の収入の割合。

中でも共働き勤労者世帯では、昭和61年で妻の収入は、世帯主収入の27.1%を占めており、共働き世帯の方が伝統的世帯より実収入、黒字額とも多くなっている。

世帯別家計の状況（勤労者世帯）

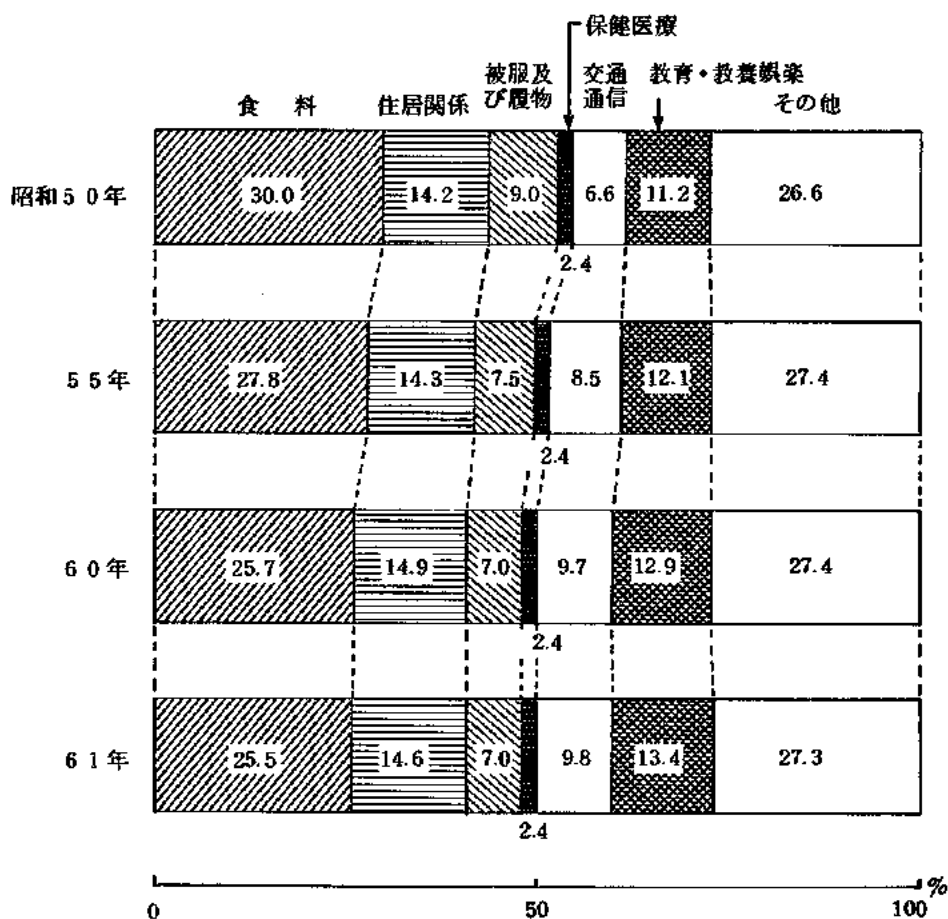
	共働き世帯		伝統的世帯		(1)/(2)
	54年	61年(1)	54年	61年(2)	
世帯主の年齢(歳)	40.4	42.3	39.1	41.2	—
実収入(円)	350,000	481,684	299,500	411,102	1.17
世帯主収入(円)	261,600	361,756	285,500	390,357	0.93
妻の収入(円)	66,500	97,941	0	0	—
妻の収入の割合(%)	25.4	27.1	0	0	—
平均消費性向(%)	73.7	73.6	79.4	79.9	—
黒字額(円)	81,800	107,807	53,900	68,402	1.58
うち金融資産純増(円)	54,400	64,293	29,100	38,381	1.68
土地家屋借金返済(円)	—	26,415	—	17,944	1.47

資料出所：総務庁統計局「家計調査」

- (注) 1. 核家族世帯における夫婦共勤め先収入がある世帯と世帯主のみの勤め先収入がある世帯を比較したもの。
 2. 一世帯当たり年平均1ヵ月間の収入。
 3. 平均消費性向とは、可処分所得に占める消費支出の割合。

消費の動向をみると、生活の基本となる衣・食・住に関する支出の消費支出全体に占める割合は減っているが、教育・教養娯楽、交通通信など比較的選択的指向の強い費目の占める割合は高まっている。

勤労者世帯の消費支出に占める費目別割合



資料出所：総務庁統計局「家計調査」

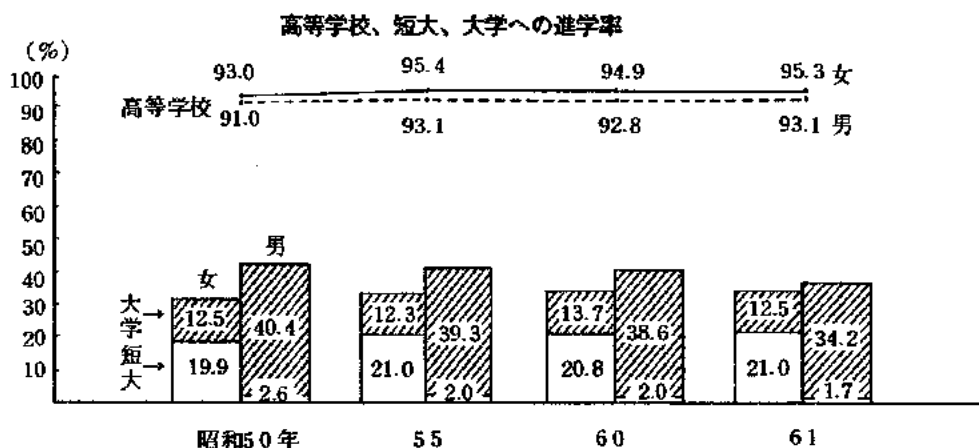
(注) 住居関係には光熱水道、家具・家庭用品を含む。

3 教 育

(1) 高等学校、短大、大学への進学率

高等学校への進学率は、昭和61年で男子93.1%、女子95.3%で女子の方が若干高くなっている。

短大、大学への進学率は、昭和61年に男女とも減少した。特に男子は5ポイント下がり、大学離れが顕著である。一方、女子は短大で0.2ポイント伸び、大学では1.2ポイント減少している。



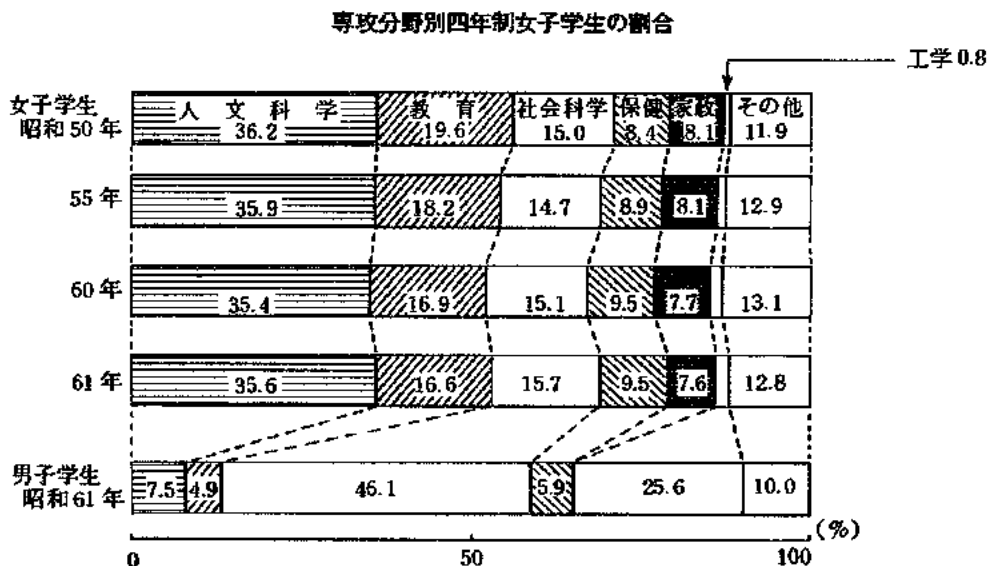
資料出所：文部省「学校基本調査」

$$\text{高等学校への進学率} = \frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学卒業生数}} \times 100$$

$$\text{大学・短期大学への進学率} = \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$$

(2) 四年制女子学生の専攻分野

四年制女子学生の専攻分野をみると、男子と比べて、人文科学、教育、家政の割合が高く、社会科学、工学の割合が低い。



資料出所：文部省「学校基本調査」

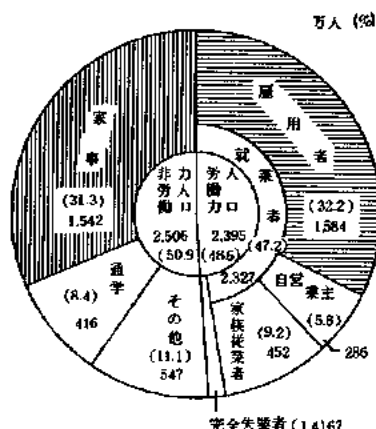
4 就 業

(1) 労働力人口等

我が国の15歳以上の女子の人口は、昭和61年で4,925万人であるが、そのうち、労働力人口（就業者＋完全失業者）が2,395万人で48.6%を占めている。

労働力人口のうち就業者は2,327万人で47.2%、就業者のうち最も多い雇用者が1,584万人で32.2%を占めている。雇用者数は非労働力人口のうち家事従事者数（いわゆる専業主婦）を上回っている。

女子15歳以上人口の就業状況

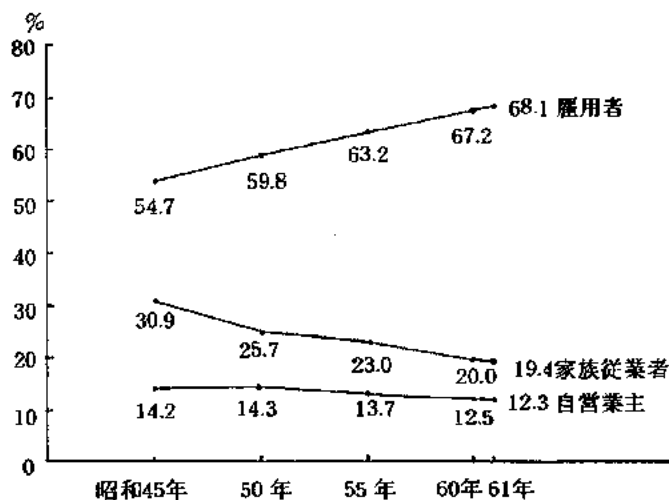


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」（61年）

(注) 雇用者とは会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員をいう。

また、就業者のうち雇用者の割合は増加の一途をたどっているが、家族従業者及び自営業主は減少傾向にある。

就業者の種類別構成比の推移



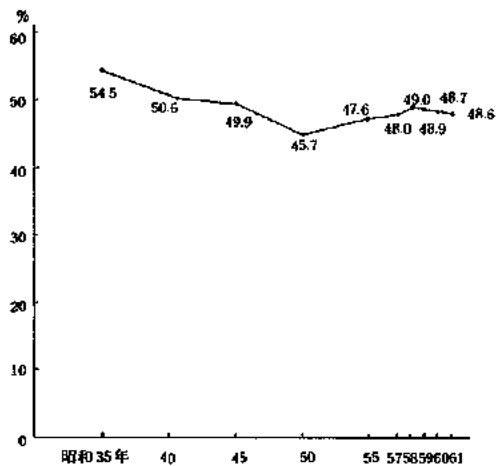
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(2) 労働力率

労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口割合）は、昭和61年で女子48.6%（男子77.8%）となっている。

女子の労働力率は戦後ほぼ一貫して低下してきたが、昭和50年の45.7%を底にその後、上昇に転じ、最近数年間は横ばい傾向がみられる。

女子労働力率の推移

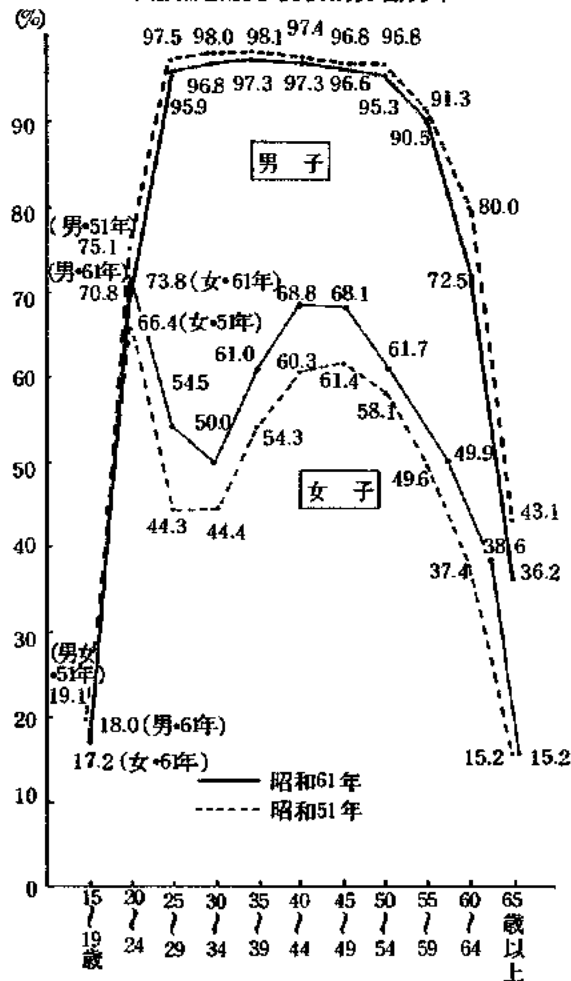


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

年齢階級別の労働力率の推移をみると、男子は各年齢層で若干低下傾向にあるのに対し、女子はすべての年齢層で上昇しているが、特にM字型の底の部分（25歳～34歳）と第2の山の部分（40歳～49歳）で大幅に上昇している。

また、最近底の部分の年齢層が30～34歳層になっており、結婚退職する女子労働者が減少していることがうかがえる。

年齢階級及び男女別労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

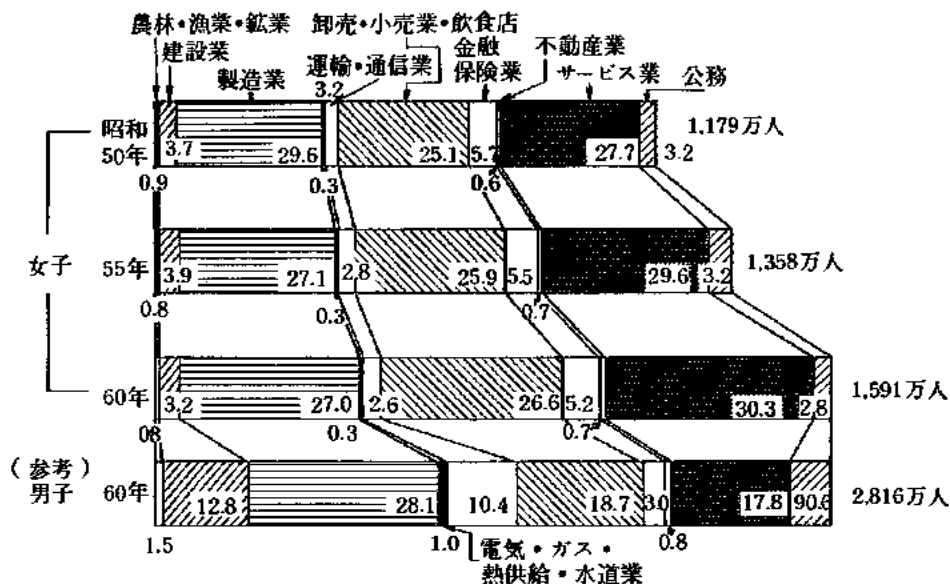
(3) 産業別及び職業別就業分野

女子雇用者の産業別就業分野をみると、サービス業、卸売・小売業、飲食店等第3次産業が68.6%を占めている。

また、職業別にみると、事務従事者の割合が最も高くなっているが、最近、専門的・技術的職業従事者の伸びが著しい。

女子雇用者の産業別構成比

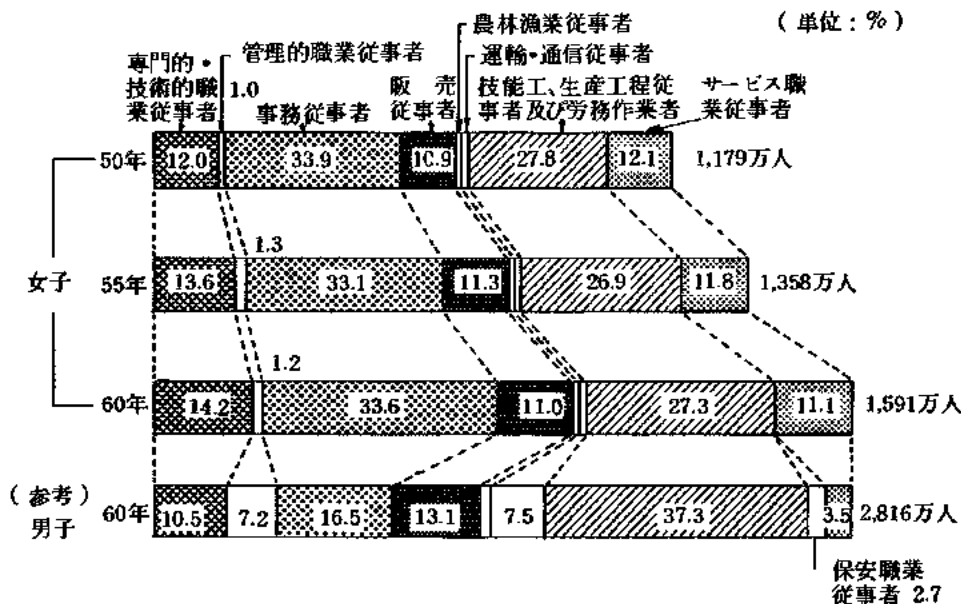
(単位：%)



資料出所：総務庁統計局「国勢調査」（昭和50年、55年は20%抽出結果による）

女子雇用者の職業別構成比

(単位：%)

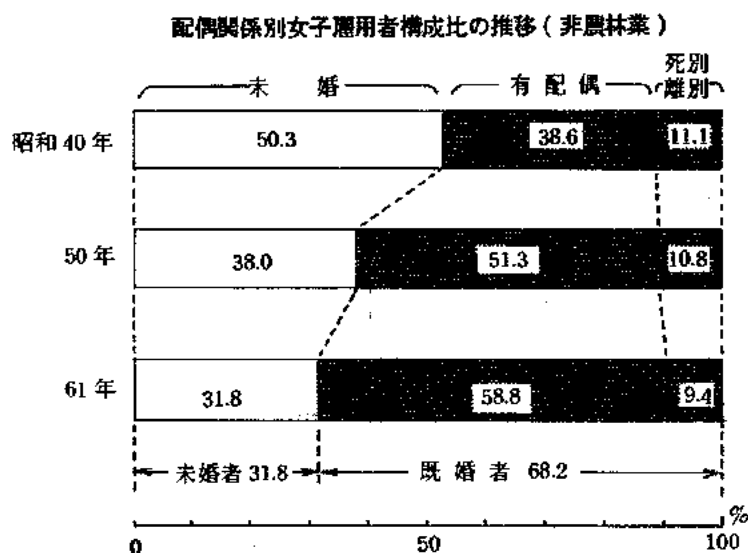


資料出所：総務庁統計局「国勢調査」

(注) 昭和50年、55年は20%、60年は1%抽出集計結果による。

(4) 配偶関係

非農林業の女子雇用者のうち有配偶者の割合は年々上昇しているが、昭和61年には58.8%となり、死別・離別者を合わせた既婚者は7割近くを占めている。

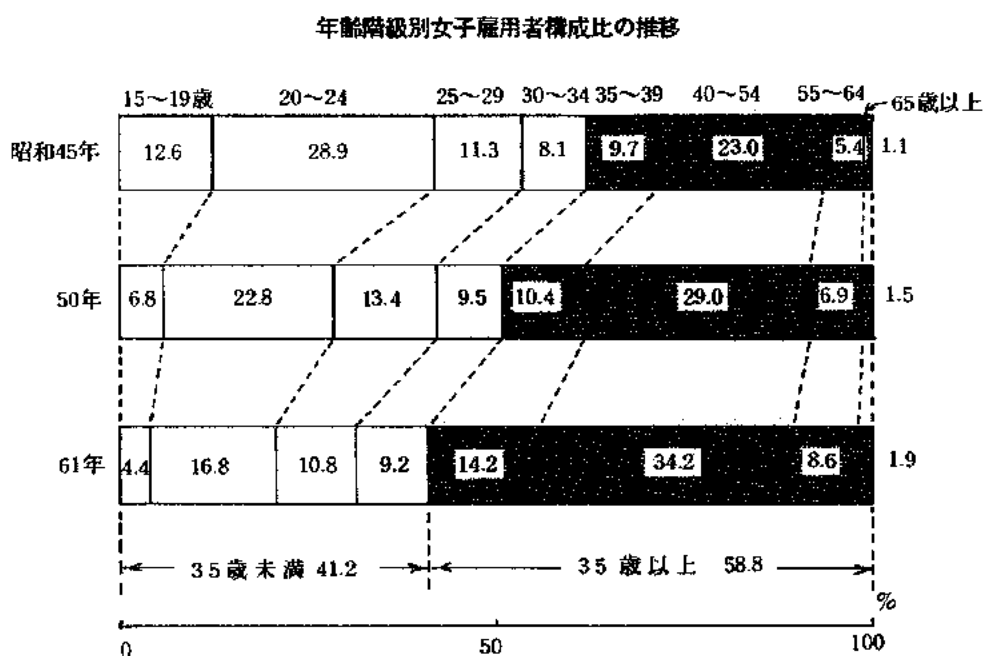


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(5) 年齢状況

女子雇用者の年齢階級別状況をみると、35歳以上の者が昭和61年には6割近くを占めている。

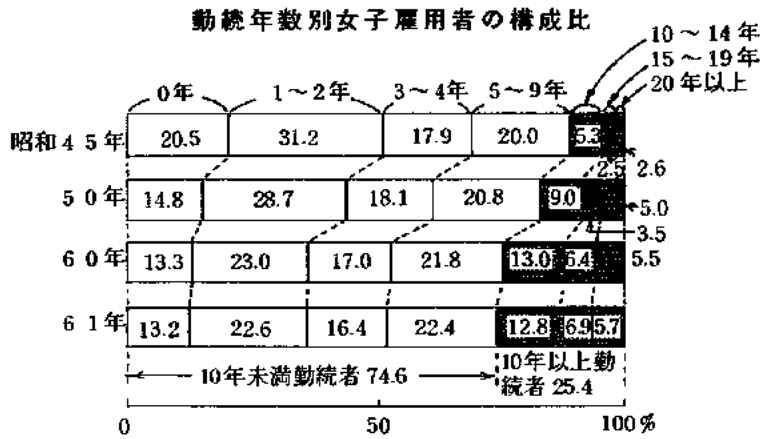
また、女子雇用者の平均年齢及び平均勤続年数も上昇しており、61年で平均年齢35.5歳（男子38.8歳）、平均勤続年数7.0年（男子12.1年）となっている。



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(6) 勤続年数

勤続年数の長い者の割合が増加しており、昭和61年には10年以上勤続の者が25.4%と4分の1を上回っている。

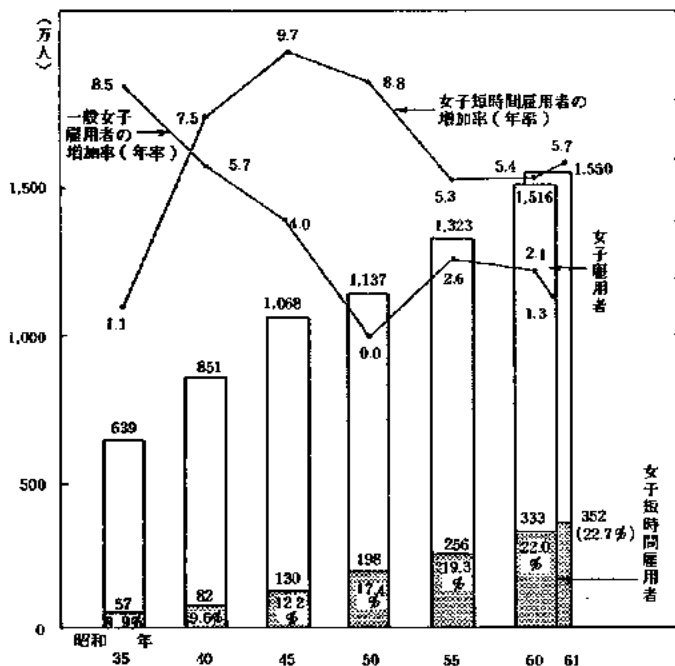


資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(7) 短時間雇用者

女子の短時間雇用者は、昭和50年代に入ってから増加が著しく、61年には352万人、女子雇用者の22.7%を占めている。

女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



- 注) 1. 「雇用者」とは、雇われている者(常雇、臨時雇及び日雇)及び会社、団体の役員をいう。ただし、休業者を除く。
 2. 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 3. 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 4. ()内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5. 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

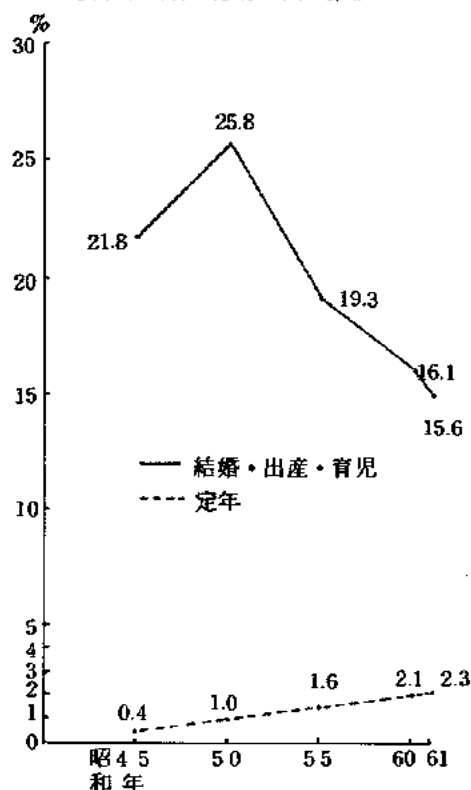
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(8) 離職状況

女子雇用者の離職率をみると、昭和61年で女子は18.1%で男子の約2倍である。その理由をみると、個人的理由によるものが79.0%と圧倒的に多いものの、このうち結婚・出産・育児による離職者は昭和50年以降低下している。

他方、定年による離職者の割合は僅かではあるが、確実に上昇を続けている。

女子雇用者の離職理由の推移



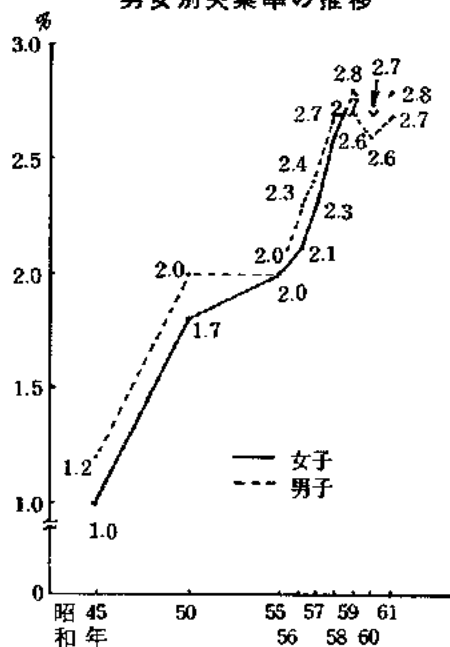
資料出所：労働省「雇用動向調査」

(9) 失業率

女子の完全失業者数は、昭和61年平均で67万人、完全失業率は2.8%（男子99万人、2.7%）となっている。

女子の完全失業率は59年以降、男子を上回っている。

男女別失業率の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

10 賃 金

新規学卒者（中卒、高卒、大卒（事務系））の初任給について、男女間格差の推移をみると、大卒（事務系）において格差の縮小が顕著である。

新規学卒者の初任給の男女間格差の推移

（男子＝100）

	中 卒	高 卒	大卒（事務系）
51年	90.9	95.4	92.9
52	90.6	95.7	94.4
53	92.3	95.5	94.7
54	92.6	95.6	94.7
55	90.3	95.2	94.9
56	91.2	94.6	95.2
57	89.3	94.3	93.6
58	92.8	94.2	93.9
59	94.8	94.7	94.8
60	95.3	94.7	96.1
61	94.0	94.0	96.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

また、学校卒業後同一企業に就職している標準労働者（高卒）の男女格差をみると、若年層では9割を超えているものの、年齢が高くなるにつれて格差が拡大し、40歳以上では女子は男子のおおむね7割となっている。

標準労働者（高卒）の年齢階級別所定内給与額の男女間格差

（％）（男子＝100）

年 齢	勤 続 年 数	6 1 年
歳	年	
18 ～ 19	0	92.3
20 ～ 24	3 ～ 4	90.1
25 ～ 29	5 ～ 9	85.4
30 ～ 34	10 ～ 14	79.6
35 ～ 39	15 ～ 19	75.7
40 ～ 44	20 ～ 24	68.5
45 ～ 49	25 ～ 29	69.4
50 ～ 54	30 ～	70.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

⑩ 労働時間

労働時間についてみると、昭和61年には、常用労働者1人平均月間総実労働時間は、男子が181.9時間に対し、女子162.2時間と、約20時間の差がある。

男女別1人平均月間実労働時間数の推移

(事業所規模30人以上)

区分	月 間 実 労 働 時 間					
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外	
	女	男	女	男	女	男
昭和年	時間	時間	時間	時間	時間	時間
50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0
55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1
56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8
57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5
58	162.4	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8
59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9
60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8
61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

5 政策決定 参加

(1) 議 員

婦人の投票率は男性の投票率を上回っているものの、国会や地方議会の議員のうち婦人の占める割合はそれぞれ3.8%、1.7%とごくわずかである。

最近の選挙における投票率

区分	衆議院 総選挙 (61.7.6)	参議院通常選挙 (61.7.6)		統一地方選挙 (62.4)									
		比 代 表	例 制 選 挙 区	県	議 知 事	指定市議	指定市長	一般市議	一般市長	町 村 議	町 村 長	特別区議	特別区長
計	71.40	71.32	71.36	66.66	59.78	58.32	66.91	70.31	70.32	90.26	89.73	50.94	50.75
女	72.52	72.44	72.47	68.35	61.58	61.01	69.44	72.57	72.44	91.70	91.07	54.05	53.79
男	70.21	70.14	70.17	64.85	57.89	55.53	64.34	67.89	68.02	88.67	88.25	47.76	47.62

資料出所：自治省調べ

議員中の婦人

区 分	昭和62年3月1日現在			61年7月現在	55年7月現在	50年10月現在
	総 数	うち婦人	婦人の割合	婦人の割合	婦人の割合	婦人の割合
国会議員	760人	29人	3.8%	3.8%	3.4%	3.4%
衆議院	509	7	1.4	1.4	1.8	1.5
参議院	251	22	8.8	8.8	6.8	7.2
昭和61年12月31日現在				60年12月31日現在	55年6月1日現在	50年12月31日現在
地方議会議員	68,266	1,154	1.7	1.6	1.1	0.9
都道府県議会	2,811	39	1.4	1.3	1.2	1.1
市・区議会	19,599	632	3.2	3.2	2.4	2.0
町村議会	44,827	404	0.9	0.9	0.6	0.5

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省調べ

(2) 審議会等委員

中央レベルに設置されている審議会等委員のうちの婦人の割合も高まってきているが、まだ、6.3%である。なお、都道府県及び政令指定都市における審議会等の婦人委員の割合は、61年において7.7%となっている。

国の審議会等における婦人委員

	審議会総数	うち 婦人 委員を含む 審議会数	婦人委員を 含む審議会 の 割 合	委 員 数	うち 婦人委員	婦人委員の 割 合
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5
61年3月31日	206	116	56.3	4,709	273	5.8
62年3月31日	204	121	59.3	4,662	295	6.3

資料出所：総理府調べ。

- 註 1. 国の地方支分部局等を含まない国の中央段階のものみの数字である。
2. 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

(3) 管 理 職

管理職への女性の進出も進んではいるものの、男性と比べれば非常に少ない。

管理的職業従事者の推移

(人、%)

区 分	昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	女	男	女子 比率	女	男	女子 比率	女	男	女子 比率	女	男	女子 比率
就業者総数	20,531,665	31,935,470	39.1	19,635,725	33,379,705	37.0	21,145,771	34,631,463	37.9	23,318,885	35,679,165	39.9
管理的職業従事者	97,906	1,963,615	4.7	122,605	2,156,300	5.4	181,436	2,485,660	6.8	194,100	2,105,400	8.4
管 理 的 公 務 員	1,075	110,020	1.0	1,440	124,650	1.1	1,775	140,536	1.2	1,500	107,900	1.4
会社・団体等の役員	79,745	893,850	8.2	97,820	997,645	8.9	159,514	1,199,425	11.7	176,200	1,263,400	12.2
その他管理的職業従事者	17,085	959,745	1.7	23,345	1,034,005	2.2	20,147	1,145,700	1.7	16,400	738,100	2.2
就業者総数に占める管理的 職業従事者の割合	0.5	6.1	—	0.6	6.5	—	0.9	7.2	—	0.8	5.9	—

資料出所：総務庁統計局「国勢調査」

註 昭和45、50、55年20%、60年1%抽出結果による。

国家公務員指定職および行政職（一）9級以上の女子

（人、％）

区 分	指 定 職		行 政 職 (一)						計	
			1 等 級		2 等 級					
	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数		女 子		総 数	女 子
昭和 5 0年度	1,271	1(0.1)	1,146	1(0.1)	4,521		18(0.4)		6,928	20(0.3)
5 5年度	1,559	3(0.2)	1,418	6(0.4)	5,041		33(0.7)		8,018	42(0.5)
5 9年度	1,623	2(0.1)	1,445	12(0.8)	5,370		35(0.7)		8,438	49(0.6)
6 0年度	1,606	4(0.2)	※ 1 1 級		※ 1 0 級		※ 9 級		8,118	40(0.5)
			総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子		
			1,385	10(0.7)	1,634	9(0.6)	3,493	17(0.5)		

資料出所：人事院「国家公務員任用状況報告」

注 1 （ ）は総数に対する女子の比率

2 各年度末現在の数字

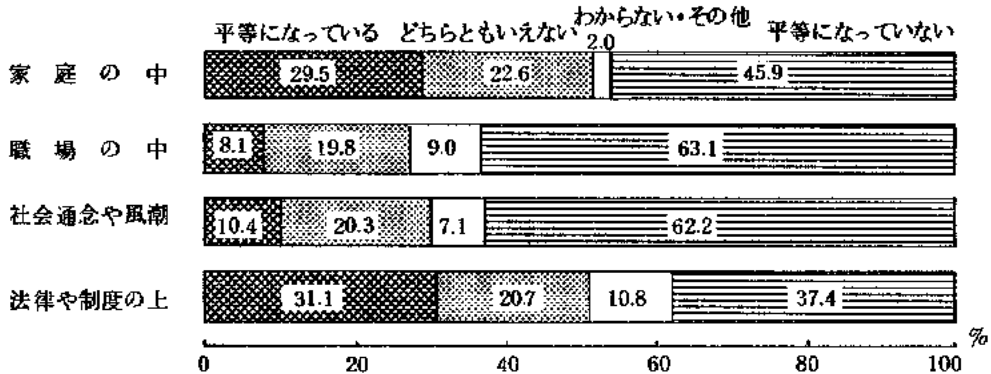
3 ※印は、行政職（一）の職務の等級の切り替えが行われたことによって、1等級が11級に、2等級が10級及び9級に改訂されたものである。

Ⅱ 各種意識調査

1 男女の地位

総理府の「女性に関する世論調査」によると、「職場の中」及び「社会通念や風潮」において「男女の地位が平等でない」と思う者の割合が約6割とかなり高くなっている。

男女の地位は平等か（20歳以上の女性）

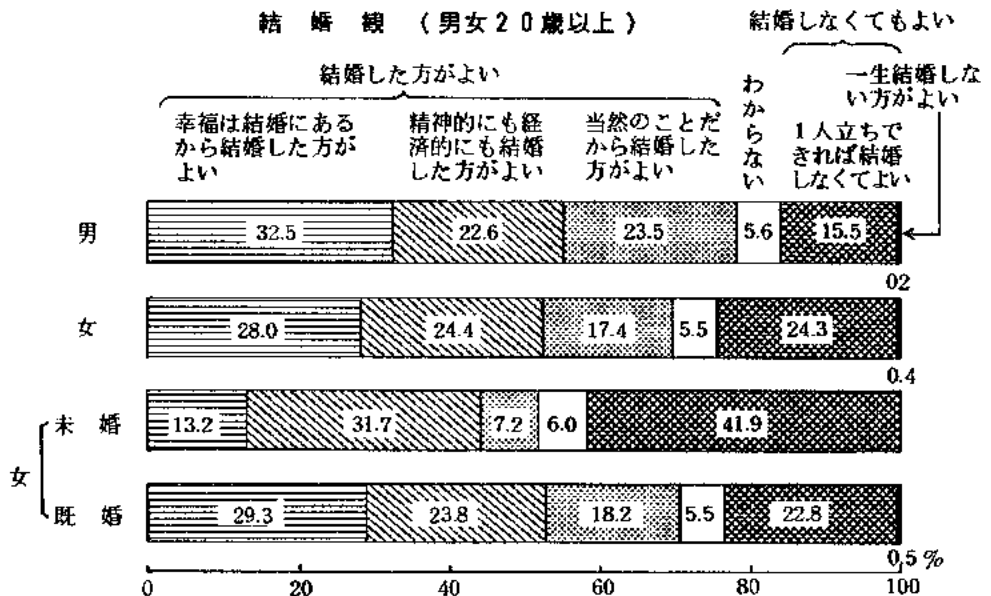


資料出所：総理府「女性に関する世論調査」（62年3月）

2 結婚観

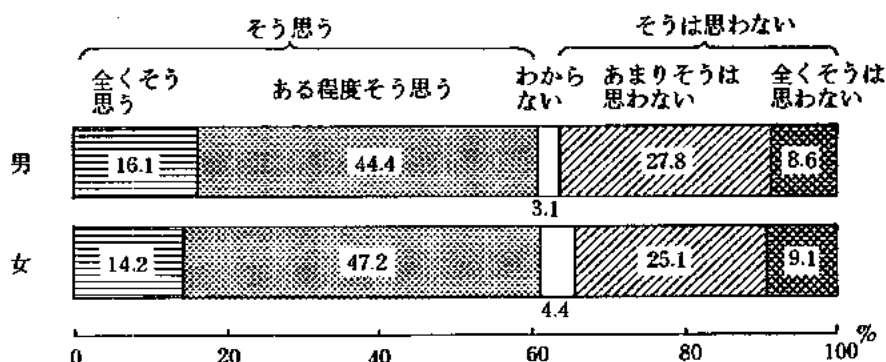
女性の結婚についての考え方をきいたところ、「女性の幸福は結婚にあるのだから結婚した方がよい」と答えた者が男女とも約3割あるが、「1人立ちでできればあえて結婚しなくてもよい」と考える者が女性では24.3%みられ、特に、未婚の女性では41.9%と高い割合となっている。

また、「結婚してうまくいかない時は離婚するのもやむを得ない」という考え方に賛同する者は、女性で6割を超えている。



資料出所：総理府「女性に関する世論調査」（62年3月）

離婚はやむを得ないか（男女20歳以上）



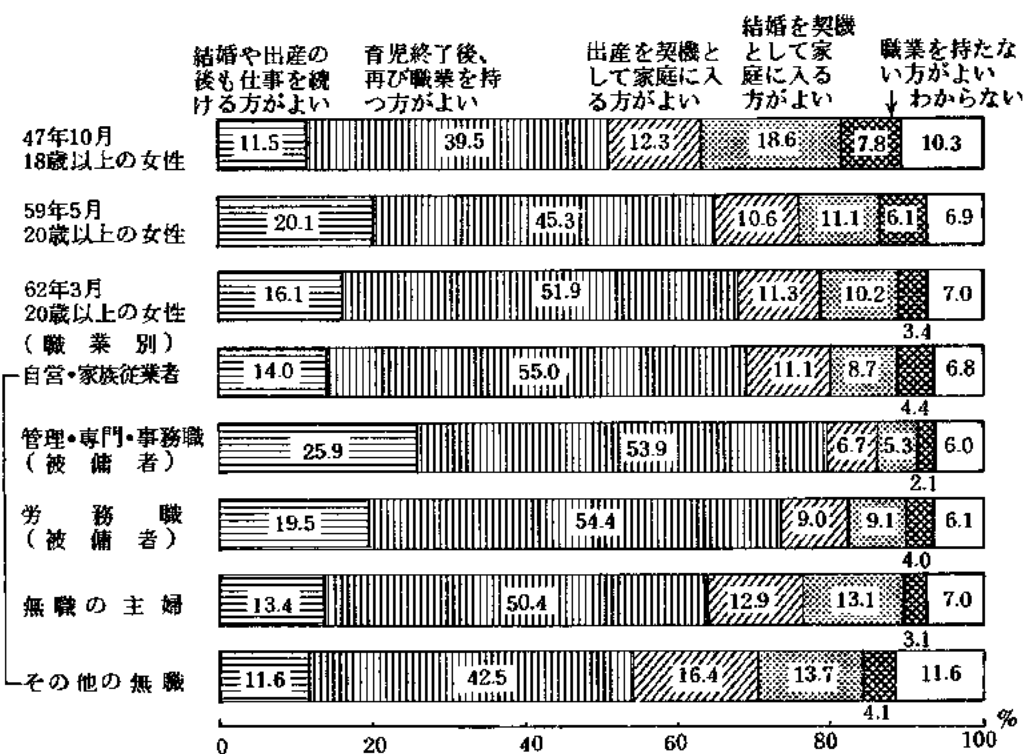
資料出所：総理府「女性に関する世論調査」（62年3月）

3 職業についての意識

女性の職業についての考え方をみると、「育児終了後、再び職業を持つ方がよい」（中断型）と答えた者が最も多く51.9%を占めている。「結婚や出産の後でも仕事を続ける方がよい」（職業継続型）と答えた者は、16.1%と前回より減少している。しかし、管理・専門・事務職では25.9%となっている。

なお、諸外国との比較では、我が国は中断型が多く、職業継続型が少ないが、西ドイツ、イギリスと似ている。

一般的に女性が職業を持つことについて



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」

(註) 質問と選択肢が47年、59年、62年と少しずつ異なる。

47年調査

一般的に女性が職業を持つことについて、どのようにお考えになりますか。

- (イ) 女性は職業を持たないほうがよい (ロ) 結婚するまでは職業を持つほうがよい
 (ハ) 子供ができるまで職業を持つほうがよい (ニ) 子供ができてずっと職業を続ける
 (ヘ) 子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい わからない

59年調査

一般的に女性が職業を持つことについて、どのようにお考えになりますか。

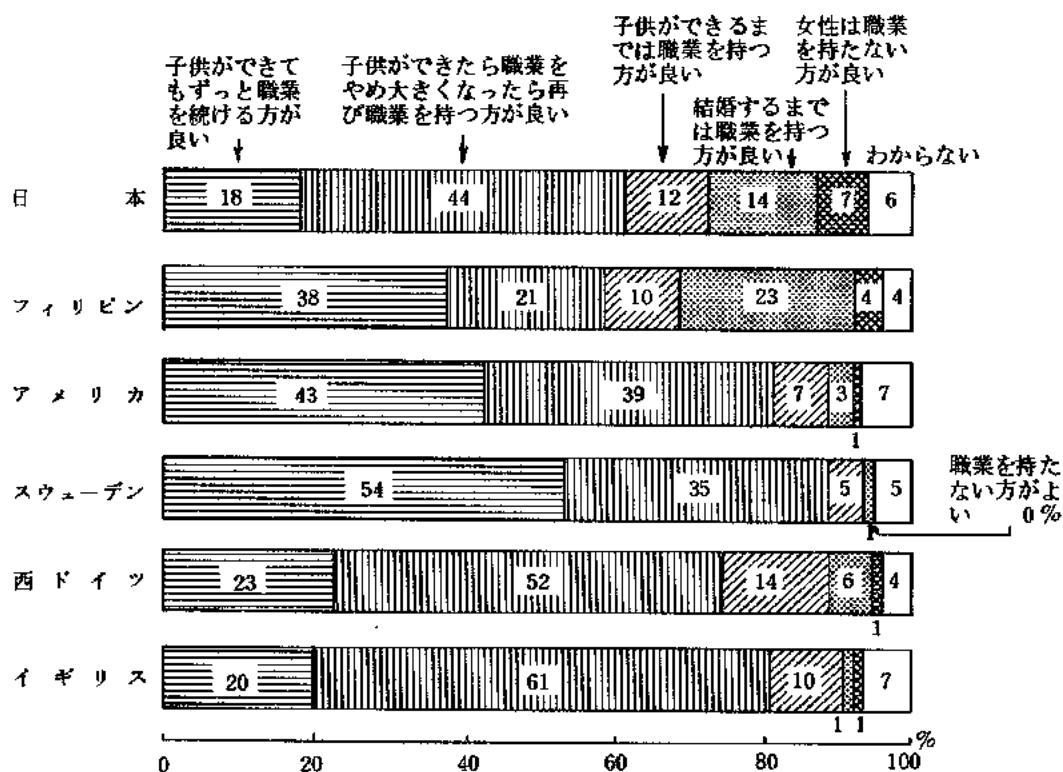
- (ア) 職業を持ち、結婚や出産の後も仕事を続けるほうがよい
 (イ) 職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業をもつほうがよい
 (ウ) 職業をもち、結婚を契機として家庭に入るほうがよい。
 (エ) 職業をもち、出産を契機として家庭に入るほうがよい
 (オ) 職業をもたないほうがよい わからない

62年調査

一般的に、女性の職業と生活設計について、どのようにお考えになりますか。この中から1つだけあげてください。

- (ア) 結婚や出産の後も仕事を続けるほうがよい
 (イ) 結婚や出産などで一時家庭に入り、育児が終わると再び職業を持つほうがよい。
 (ウ) 結婚を契機として家庭に入るほうがよい (エ) 出産を契機として家庭に入るほうがよい
 (オ) 職業を持たないほうがよい わからない

一般的に女性が職業を持つことについての国際比較(20歳～59歳女性)



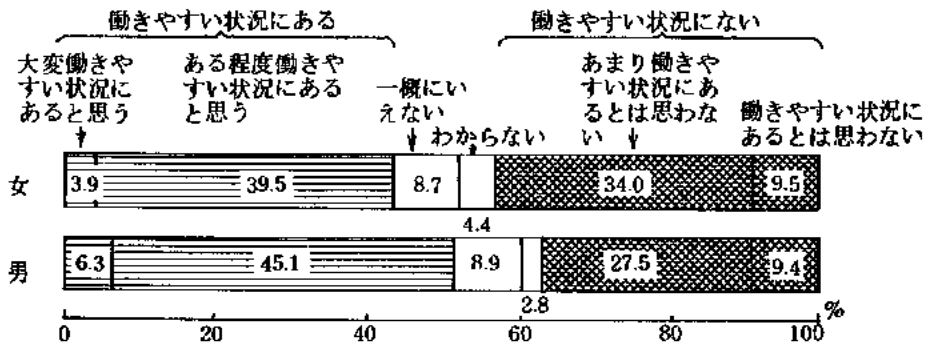
資料出所：総理府「婦人問題に関する国際比較調査」(57年)

4 就業の環境

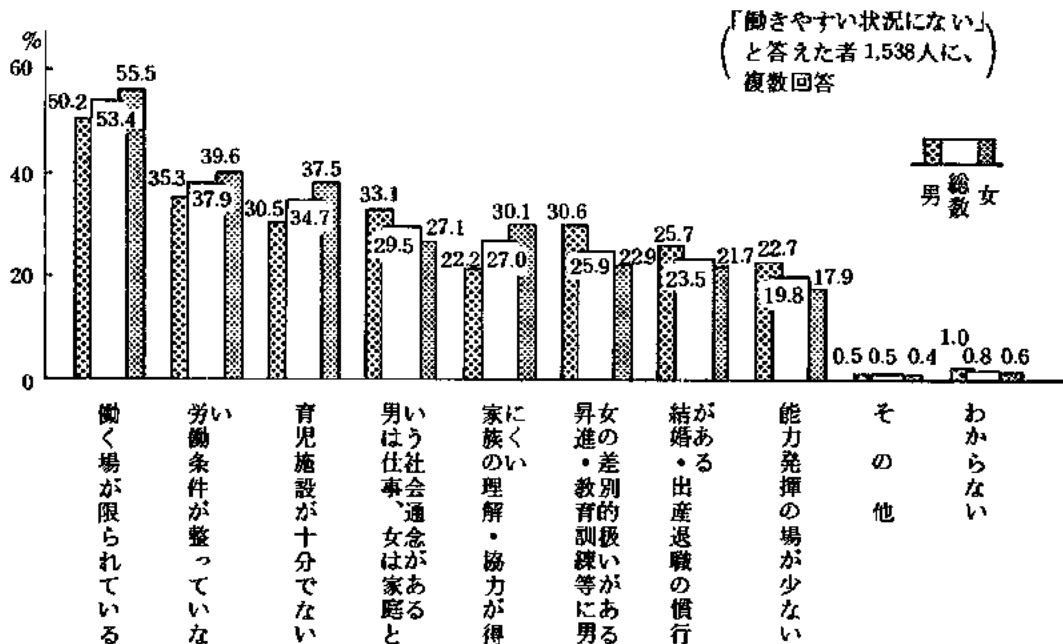
現在の女性の就業環境について、女性は、「働きやすい状況にある」（43.4%）と答えている者と「働きやすい状況にない」（43.5%）とする者とほとんど同数であるが、「働きやすい状況にない」とする者は、男性に比べ女性の方が多い。

「働きやすい状況にない」と答えた者に、その理由をきくと、「働く場が限られている」、「労働条件が整っていない」、「育児施設が十分でない」と答えた者は女性に多い。また、「男は仕事、女は家庭という社会通念がある」、「昇進、教育訓練等に男女の差別的な取扱いがある」、「結婚・出産退職の慣行がある」をあげたのは女性より男性の方が多くなっている

現在の就業環境



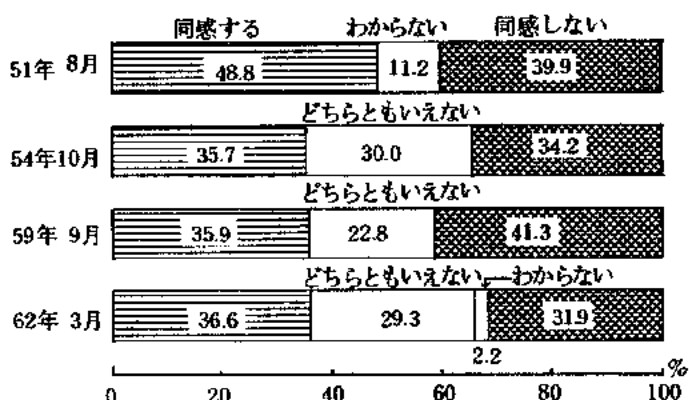
働きにくい理由



5 性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」という考え方について
(20歳以上の女性)

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「同感する」女性の割合は4割弱あり、62年調査では「同感しない」を上回ったが、「どちらともいえない」とする者も増加している。

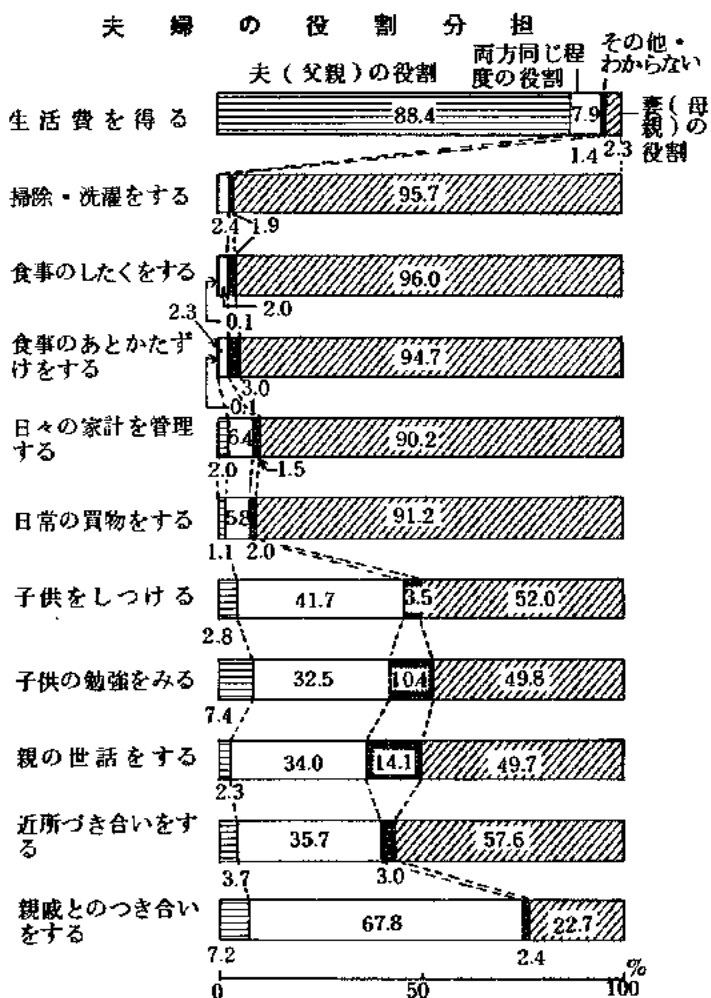


資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(51年、54年、59年)
総理府「女性に関する世論調査」(62年3月)

6 家事の分担

家庭における仕事の分担についての女性の意識をみると、「生活費を得る」は夫の役割とする者が約9割を占めているが、その他の家庭の諸々の仕事については、妻の役割と答えたものが9割を超えている。

また、「子供をしつける」、「子供の勉強をみる」、「親の世話をする」、「近所づきあいをする」については、妻の役割とする者が多いが、夫婦同じ程度とする者も4割前後となっている。

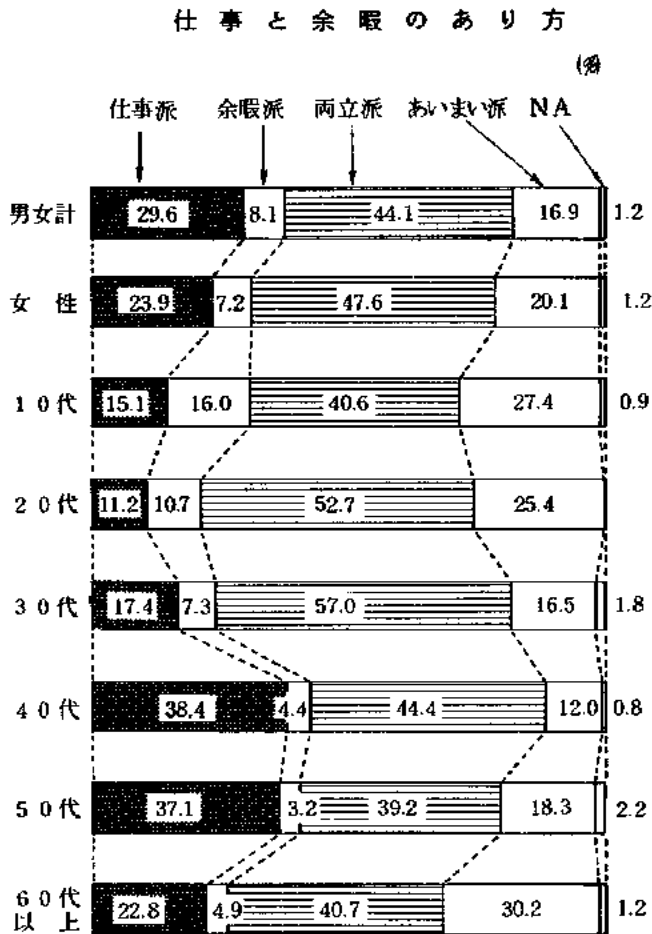


資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」(61年3月)

7 その他

◎ 仕事と余暇に関する意識をみると、全体として「仕事も余暇も大切」とする『両立派』が最も多く、次に「どちらかというと仕事大切」とする『仕事派』、「どちらともいえない『あいまい派』」の順となっている。年齢別にみると、『両立派』の割合が高いのは20歳代、30歳代であり、『仕事派』の割合が高いのは40歳代、50歳代である。

また、『余暇派』は10歳代、20歳代で比較的高い。

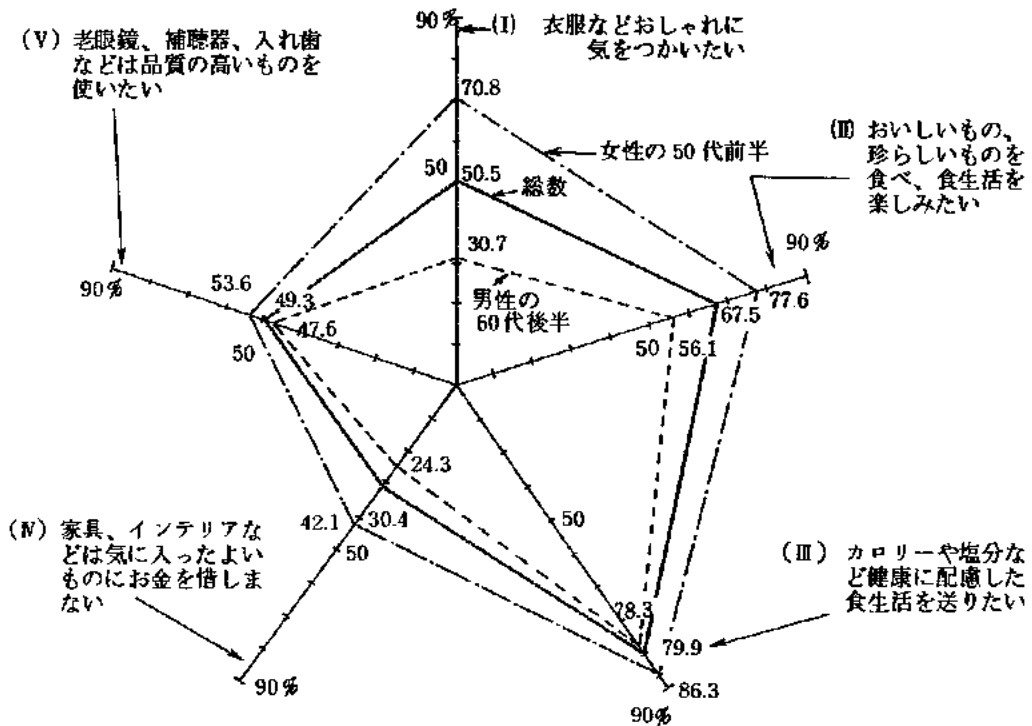


資料出所：（財）余暇開発センター「余暇需要に関する調査研究」（62年3月）

◎ 全国50歳以上70歳未満の男女を対象に実施した世論調査をみると、50歳代前半の女性は、各面で生活を楽しまたいという傾向が最も強い一方、60歳代後半の男性には、それらのことに消極的な傾向がみられる。

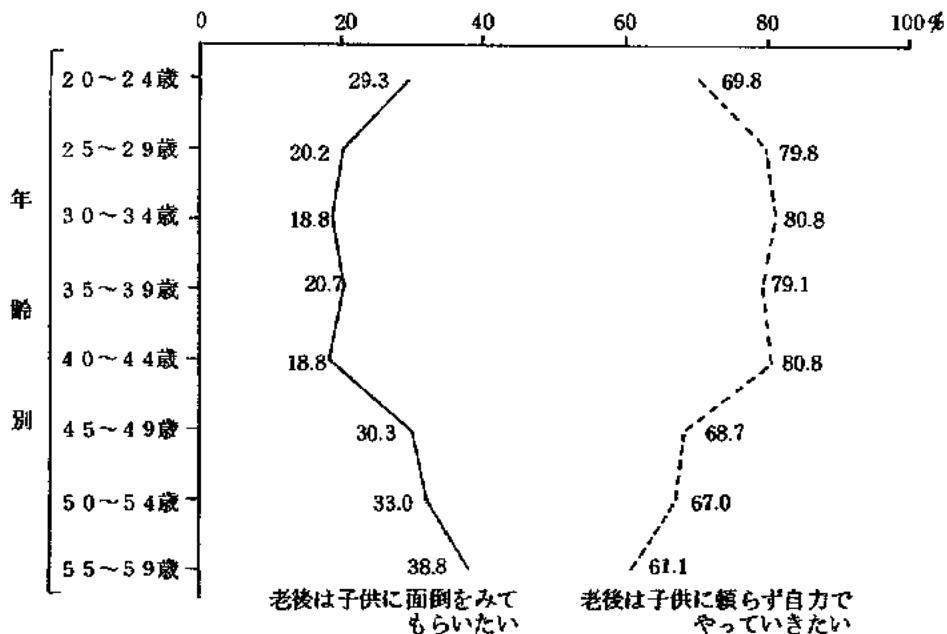
なお、老後の子供への依存意識については、40歳代後半層から、「子供に面倒をみてもらいたい」と思う女性が多くなっている。

今後の生活で行いたいこと



資料出所：総理府「実年に関する世論調査」（61年12月）
 例 「そうしたいと思う」と答えた者の割合である。

老後の子供への依存



資料出所：(財)生命保険文化センター「女性の生活意識に関する調査」（61年8月）

Ⅲ 男女雇用機会均等法の施行状況

“男女雇用機会均等法”が昭和61年4月1日より施行されてから1年余りが経過したが、施行後各種の調査が行われている。以下は、代表的な調査の結果の概要である。

1 均等法の施行に伴う女子学生に対する求人動向の変化

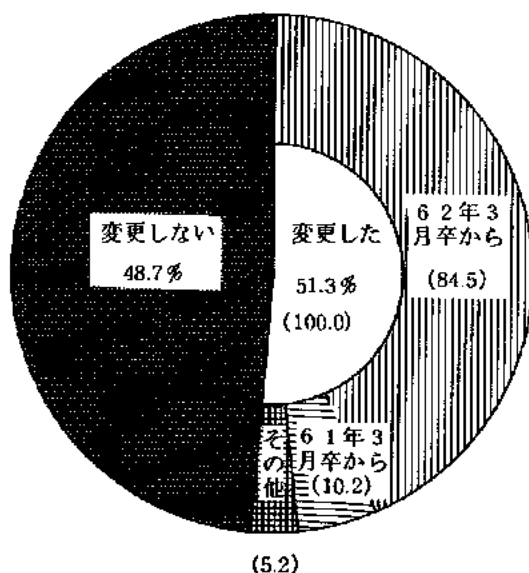
実施機関	実施年月	調査対象
女性職業財団	昭和61年8月	東京・大阪・名古屋証券取引所一部上場企業 1,120社

(1) 採用方式の変更

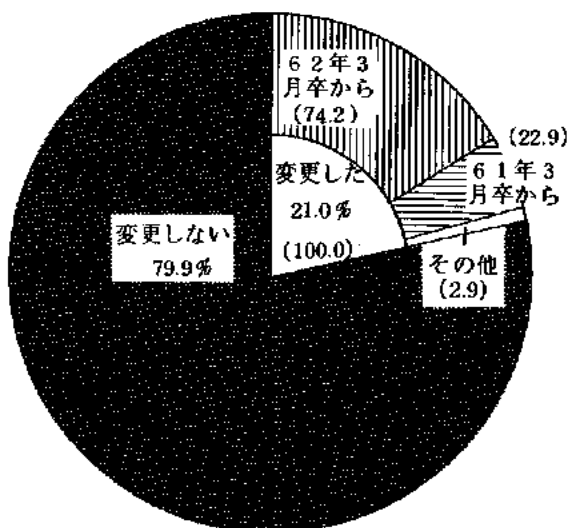
◎ 採用方式を、従来、「男子のみ」であったものを「男女不問」「男女別枠—男子○人、女子○人」とするなど性区分について変更した企業数の割合は51%であり、そのうち昭和62年3月卒業予定の大卒者の採用から変更したとする企業が85%となっている。

◎ 採用方式を、従来、「事務系」一本であったものを「事務系総合職」と「事務系一般職」に分けるなど採用区分について変更した企業数の割合は21%であり、そのうち昭和62年3月卒業予定の大卒者の採用から変更したとする企業が74%となっている。

性区分についての採用方式の変更状況

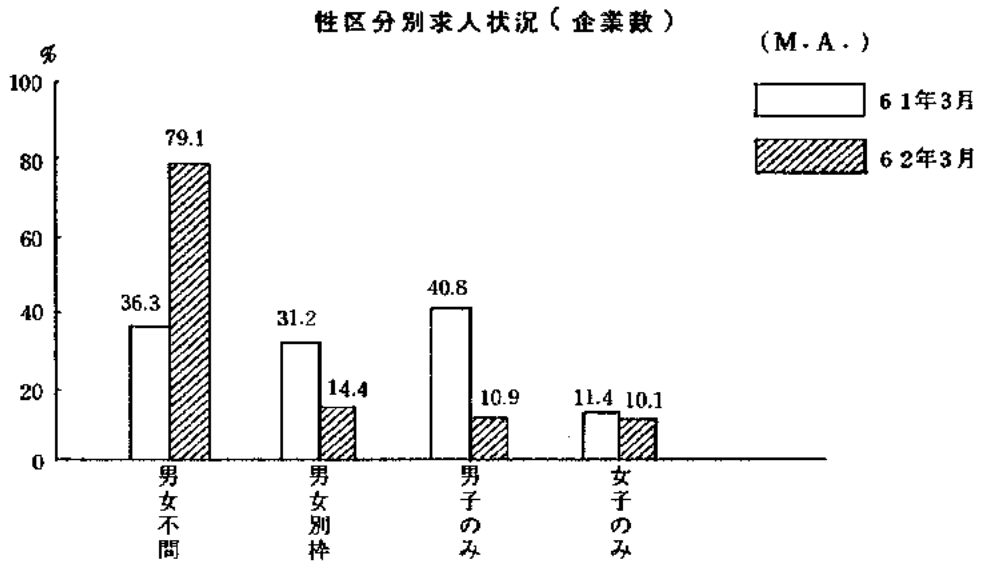


採用区分についての採用方式の変更状況

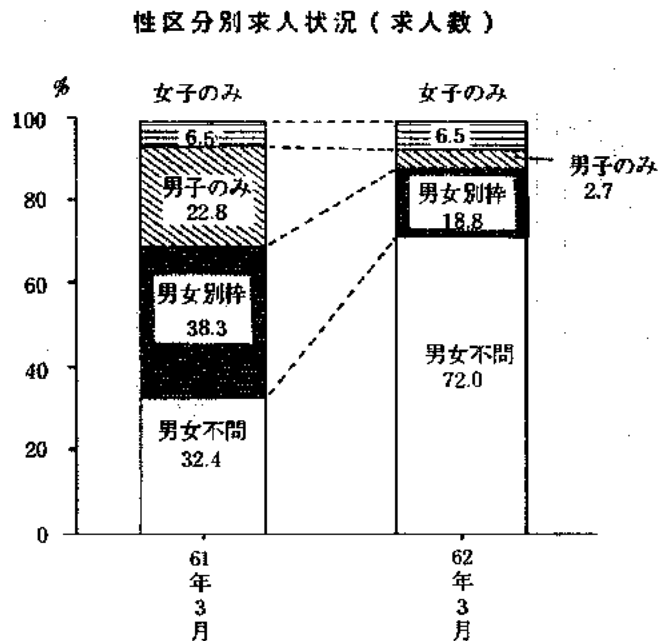


(2) 性区分別求人

- ◎ 何らかの採用区分を「男女不問」としている企業数が36%から79%に増加する一方、「男子のみ」としている企業数は41%から11%に減少している。



- ◎ 「男女不問」とする求人数の割合が32%から72%へと増加する一方、「男子のみ」とする求人数の割合は23%から3%に減少している。



2 企業における女子の戦力化・活用に関する調査

実施機関	実施年月	調査対象
雇用促進事業団 雇用職業総合研究所	昭和61年 9月～10月	製造業（従業員300人以上規模）、卸売・小売業、飲食店（同100人以上規模）、金融・保険業（同300人以上規模）、サービス業（同100人以上規模）の6,750社

(1) 能力中心型へと変化する女子の活用方針

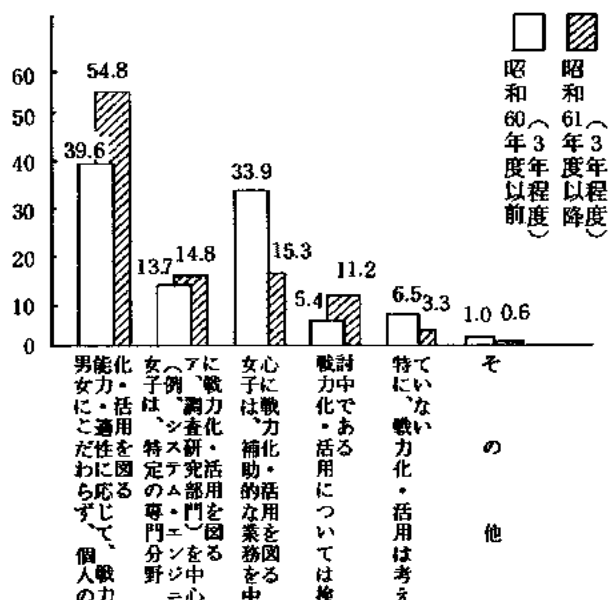
活用方針

企業の女子の活用方針は昭和60年度以前（3年程度）では、「男女にこだわらず個人の能力・適性に応じて戦力化・活用を図る（能力中心型）」（39.6%）と「女子は、補助的な業務を中心に戦力化・活用を図る（補助的活用型）」（33.9%）とに分れていたが、昭和61年度（3年程度）では、能力中心型が過半数を超え、補助的活用型は半減した。

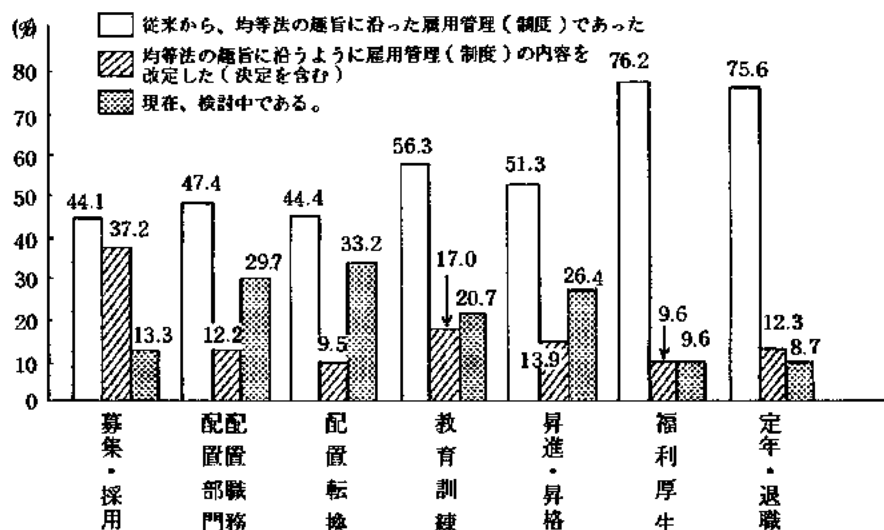
(2) 見直しが進む雇用管理

雇用管理については、従来から男女の機会が均等であった企業の割合は、「福利厚生」、「定年・退職」で高く（8割）、次いで「教育訓練」（6割）となっている。「募集・採用」、「配置部門・配置職務」、「配置転換」、「昇進・昇格」ではその割合は4～5割と低いが、このうち「募集・採用」では最近見直しを行い、内容を均等法の趣旨に沿うように改定した企業が4割近くあった。

女子の活用方針



雇用管理の見直し

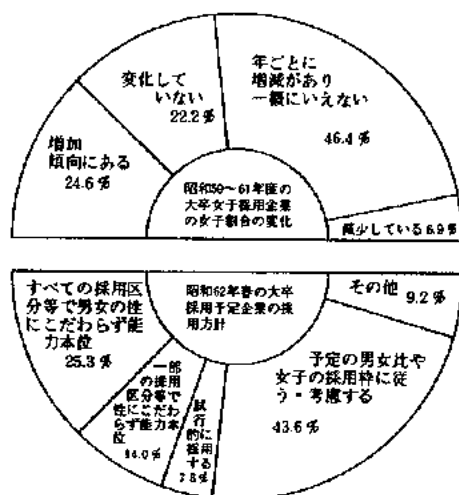


(3) 改善される大卒女子の採用

過去3年間に4年制大卒女子を採用したことのある企業（5割）のうち、4年制大卒採用者全体に占める女子の割合が増加傾向にある企業が25%と、その割合が減少している企業を大きく上回っている。

また、昭和62年春の4年制大卒採用予定企業（6割）のうち、程度の差はあれ、性にこだわらない能力本位の採用を行う企業が4割、女子の戦力化・活用に着眼して「試行的に採用する」企業が1割ある。

4 年 制 大 卒 者 の 採 用



(4) 拡大する女子の職域

女子の職域拡大について積極的な姿勢を示す企業が過半数を占めている。具体的な職域をみると、昭和60年度以前（3年程度）は、「販売・営業・サービス」、「技術開発」部門を、昭和61年以降（3年程度）は、「企画調整」、営業を中心とする「販売・営業・サービス」、及び「管理職」をあげる企業が多い。

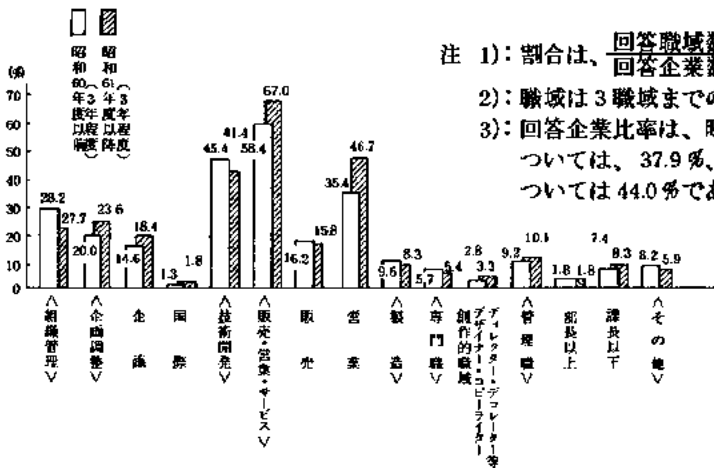
職 域 拡 大 の 方 針 ^(注)

女子の職域拡大に努めてきたが、今後は拡大した職域での量的充実を図る					
個人の能力により配置し、基本的に男女に差はなく今後もその方針である	従来も今後も職域拡大を図る	今後は、積極的に取り組む方針である	7.1%	女子の職域拡大に努めてきたが、今後については検討中である	これまでのところ、職域拡大については考えていない
27.6%	12.5%	12.1%		11.8%	28.9%

(52.5%)

(注) 職域拡大の方針は、4年制大卒女子に関するものである。

拡 大 職 域



注 1): 割合は、 $\frac{\text{回答職域数}}{\text{回答企業数}}$ である。

2): 職域は3職域までの多重回答である。

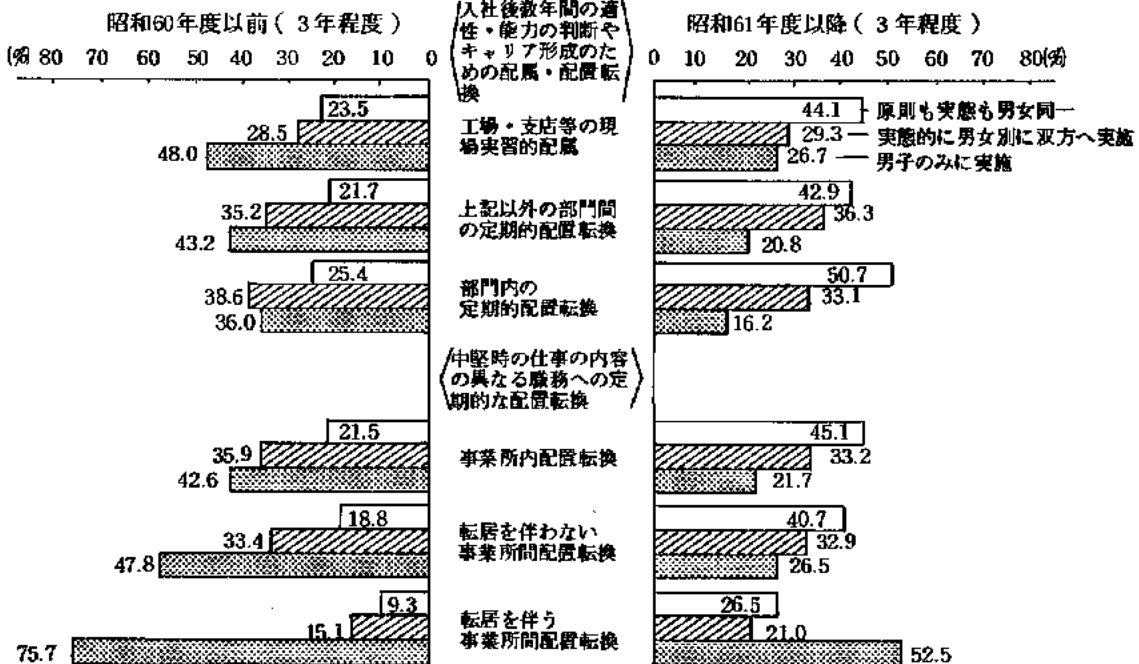
3): 回答企業比率は、昭和60年度以前については、37.9%、昭和61年以降については44.0%である。

(5) 同一化が進む能力開発

女子の能力開発を重視する企業が多くなっている。

「入社後数年間の適性能力の判断やキャリア形成のための配属・配置転換」、「中堅時の仕事の内容の異なる職務への定期的な配置転換」においては、転居を伴う配置転換以外の配属・配置転換では、従来は4～5割の企業が「男子のみに実施」し、「原則も実態も男女同一」に行う企業は2割程度にすぎなかったが、今後は「原則も実態も男女同一」とする企業が4～5割となっている。なお、転居を伴う配置転換では、「男子のみに実施」する企業の割合は従来も今後とも他と比べて高く、転勤が女子にとって大きな問題と意識されていることがわかる。

4年制大卒の新入時の配属・配置転換、中堅時の配置転換



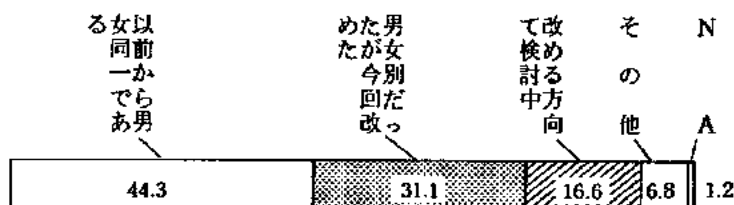
(注) 実施企業または実施予定企業を100.0%とする。

3 均等法の施行に伴う企業の対応状況

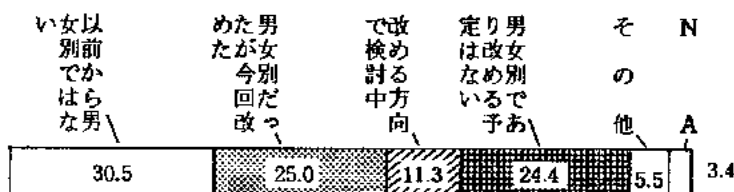
実施機関	実施年月	調査対象
全 民 労 協	昭和61年11月	傘下産別組織の中の1,500組合

(1) 募集・採用

イ 募集・採用は「以前から男女同一であった」ところは44.3%にとどまっているが、男女別の募集について、「今回改めた」ところが31.1%ある。また「改める方向で検討中」は16.6%となっている。



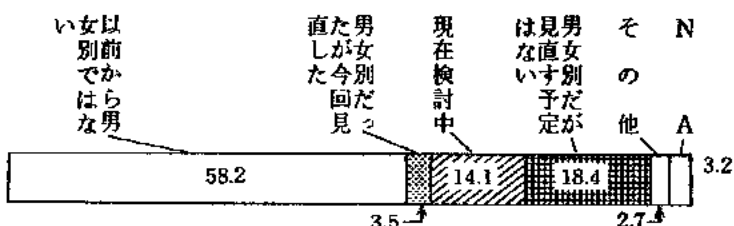
ロ 男女別の採用人員枠を設けているところはかなりあり、「以前から男女別ではない」ところは30.5%と少なかった。均等法施行を機に改めたり、検討しているところが36.3%あるが、「改める予定はない」が24.4%と少なくない。



(2) 配置・昇進昇格

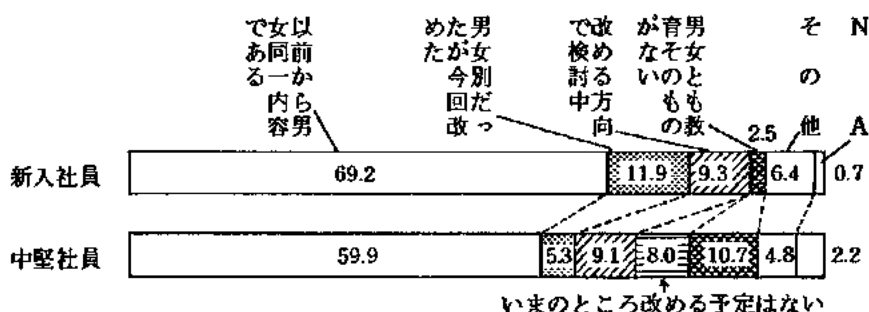
男女の配置の取り扱いについては、「以前から男女別ではない」が58.2%あるものの、均等法を機に「今回見直した」、「現在検討中」は17.6%にとどまり、「見直す予定はない」が18.4%もみられる。

昇進昇格の機会については、以前から機会があるとするところが84.6%に達している。



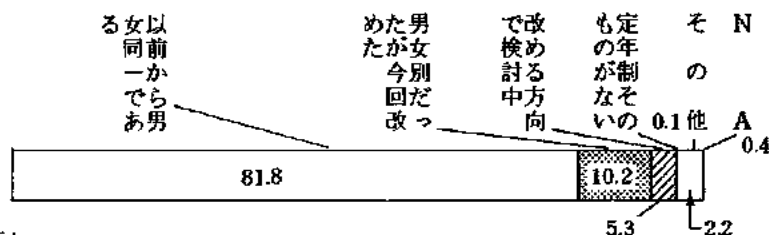
(3) 教育訓練

新入社員教育では、「以前から同一であった」が69.2%と多く、「今回改めた」ないし、「改める方向で検討中」も21.2%と多い。一方、中堅社員教育では「以前から同一」が59.9%であり、「今回改めた」及び「改める方向で検討中」は14.4%となっている。したがって、新入社員教育に比べて中堅社員教育はやや改善が遅れている。



(4) 定年制

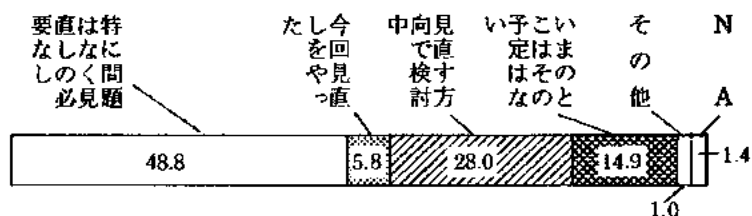
定年制については、「以前から同一」が81.8%と大半であり、「今回から改めた」は10.2%である。なお、「改める方向で検討中」が5.3%ある。



(5) 賃金体系の見直し

賃金体系についても見直しが進められ、見直しを行った(5.8%)、検討中(28.0%)となっている。

見直しの内容としては、女子を男子のモデル賃金に近づける、年齢給の男女同一化、職能資格制度の導入、退職金制度の見直し等がある。



実施機関	実施年月	調査対象
全国中小企業団体中央会	昭和61年7月	建設業、製造業、運輸業、卸売・小売業、サービス業に属する300人以下の26,664事業所

全国中小企業団体中央会が行った調査をみると、中小企業では、研修、福利厚生、定年制などの制度がないところが多いこともあり、制度を均等法に沿って変更したところや近いうちに変更するところの割合がそう高くなく、均等法の定着が大企業ほどではない。

- 募集・採用については、「行っていない」ところが44.2%と約半分あるが、「従来から差がなかった」ところも25.0%に達している。均等法を契機に「変更した」「近いうちに変更する」ところと「難しいとする」ところが大体同数である。
- 配置・昇進・昇格では「従来から差はなかった」が各々39.2%、40.6%あるものの、「変更が難しい」も27.5%、22.6%と、「変更した」「近いうちに変更する」を大きく上回っている。

- 研修については、「実施していない」が約半分に達しているが、「従来から差はなかった」が新人研修で30.4%、中堅社員・管理職研修で21.3%に達している。
- 社宅への入居、住宅資金の貸付は「実施していない」ところが7割に達している。
- 定年年齢については、「定年制がない」(33.4%)、「従来から差はない」(42.6%)とするところが多いが、「変更した」ところが10.6%に達している。とはいえ「変更したいが困難が多い」とするところも8.7%存在する。
- 給与や手当については、「従来から差がなかった」が35.2%あるが、「変更したいが困難が多い」も28.1%に達している。

中小企業における雇用管理制度の均等法への対応

	最 近 変更した	近いうちに 変 更 する	変 更 したいが 困難が多い	従来から 差 は なかった	そ の 他	実施してい ない又は 制度がない
募 集 ・ 採 用	6.2 %	4.6 %	13.1 %	25.0 %	6.9 %	44.2 %
配 置 方 法	1.8	3.3	27.5	39.2	28.2	—
昇進・昇格の条件	2.4	4.8	22.6	40.6	29.7	—
新 人 研 修	1.2	2.5	3.9	30.4	12.6	49.3
中堅社員・管理職 研 修	1.2	3.4	7.3	21.3	13.8	53.0
社 宅 へ の 入 居 住宅取得資金貸付	0.4	0.7	2.4	16.7	10.3	69.5
男女の定年年齢	10.6	4.7	8.7	42.6	—	33.4
給 与 や 手 当	5.7	6.8	28.1	35.2	24.2	—